

議 事 日 程 (第5号)

令和2年12月14日(月)午前10時開議

日程第1	議案第82号	湖西市コミュニティ防災センター条例を廃止する条例制定について
日程第2	議案第83号	湖西市税外収入金の督促等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
日程第3	議案第87号	湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第4	議案第88号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第5	議案第89号	湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第6	議案第90号	湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
日程第7	議案第91号	湖西市立保育所条例の一部を改正する条例制定について
日程第8	議案第92号	静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
日程第9	議案第93号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第10	議案第94号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第11	議案第95号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第12	議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第13	議案第97号	令和2年度湖西市一般会計補正予算(第9号)
日程第14	議案第98号	令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第15	議案第99号	令和2年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第16	議案第100号	令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
日程第17	議案第101号	令和元年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第18	議案第102号	令和2年度湖西市水道事業会計補正予算(第3号)
日程第19	議案第103号	令和2年度湖西市病院事業会計補正予算(第2号)

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

○議長（加藤弘己） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 日程第1 議案第82号 湖西市コミュニティ防災センター条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。18番 二橋益良君の発言を許します。二橋益良君。

〔18番 二橋益良登壇〕

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。議案第82号について御質問させていただきます。

この条例制定の以前は、防災コミュニティセンターということで、市がそこに管理するわけでございますけれども、これから鷺津、表鷺津、それぞれの自治会に移管するわけでございますが、これについて、指定管理者ということで、それはそれとしていいんですけども、ここには過去にコミュニティの補助金絡みのコミュニティセンターということで、それぞれ防災に関する機具が設置されておるわけでございます。そうした中で、この防災機能の管理はどういうふうにしてもっていくのか、御質問させていただきます。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

両施設とも、コミュニティ防災センターの防災機能としては、非常用自家発電設備及び受水槽をそれぞれ有しております。譲渡後の防災機能につきましては、それぞれの自治会とも、防災機能の存続を望

まれたことから、これらも併せて譲渡させていただき、譲渡後は、当該自治会に維持管理していただくということになっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 確かに維持管理等々については、それぞれの自治会が管理するわけでございますけれども、この機械、器具に関しましては、当然維持費もかかるし、また、改修の時期も当然あると思います。そうした機器に関するものについての補助とか、あるいは全額市のほうでどんな負担をしていくかというような、これ、それぞれやり方があると思うんですけども、この防災機具の維持費等々についてお聞きします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） 2つ目の質問ということによろしいでしょうか。

維持費につきましては、協議をいたしまして、その結果、それぞれの自治会が負担するというところで合意を得ております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） それについて、当市からの補助とか、あるいはこれ助成するような形で、これを補っていくのかどうなのかということでございます。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） こちらも、建物自体もそうなんですけど、防災の機能につきましても、自治会のほうとお話し、さっきお話ししましたように協議をさせていただいて、費用がこれからかかる、当然維持管理にかかりますので、不要であれば撤去するということだったんですが、維持費も自治会で面倒を見て、この機能を残してほしいということですので、今後については、自治会が維持管理をしていく、それに対しての特別、市からの補助というのは考えておりません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） もう一つ細かく申しますと、各自治会には、防災機具、そろっているわけでございますけれども、各自治会の取扱い、各自治会にある従来の防災設備ですね、機器、これに対するものと、今、これから予定している表鷺津、それから鷺

津の自治会等々には、制度としては一緒に考えてよ  
ろしいのか、あるいは別に考えているのか、どうな  
んですか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

別に、特別考えているということはありませんの  
で、今ある自主防災会さんにお渡しするというか、  
要望があれば備品なんかの購入する補助金がありま  
すけれど、それを使っていたらと。それから交付  
金がありますので、交付金も使い方は自主防災会に  
任せているところがございますので、その中で、も  
し維持管理、修繕、発生した場合は、それを使っ  
ていただくということもできるかと思えます。以上で  
ございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 各自治会にある、今現存して  
いる防災機具というのは、従来どおりでよろしいか  
と思うんですけれども、当然、ここのコミュニティ  
を指定したときに、いろんな機具がそろっておりま  
す。そういう意味でも、各自治会の従来のやり方と、  
これからのこのコミュニティセンターの取扱いは、  
やはり十分に整合性が取れた維持管理をしていくと  
いうことにぜひお願いさせていただきまして、質問  
を終わりたいと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 以上で18番 二橋益良君の質  
疑を終わります。

通告された質疑は以上です。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項  
の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員  
会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

これより議案第82号の採決に入りますが、本件は、

地方自治法第244条の2第2項、並びに湖西市議会  
の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独  
占的利用に関する条例第2条の規定により、特別多  
数議決の案件でありますので、議員定数の半数以上  
が出席し、出席議員の3分の2以上の者の同意を必  
要といたします。

また、この場合、議長も表決権を有しますので、  
ただいまの表決権を有する出席議員数は18名であり  
ます。

それでは、議案第82号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手  
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手  
全員でありますので、したがって、議案第82号は原  
案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第2 議案第83号 湖西  
市税外収入金の督促等に関する条例等の一部を改正  
する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり  
ません。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項  
の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員  
会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第83号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手  
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手  
全員であります。したがって、議案第83号は原案の

とおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第3 議案第87号 湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。質疑通告に従いまして、議案第87号 湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑をさせていただきます。

まず最初に、作業手当3,000円、これ1日ですけれども、それと4,000円、それぞれの防疫等作業の想定される具体的内容と部署についてお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えをいたします。

まず、作業手当3,000円のほうにつきましてですが、一例として、病院からの応援要請を受け、市の職員が、今やっております地域外来・検査センターで実施するPCR検査の受付業務等に従事した場合に支給するというように考えております。具体的には、現在ドライブスルー方式でPCR検査時に車の外から受診者の身分確認や聞き取りなどの作業がございますので、今の時点では、それを想定しております。まずは、福祉部門関係のほうの職員が最初は対象になるかと思っております。

また、作業手当4,000円のほうにつきましては、新型コロナウイルス感染症の患者等への身体への直接的な接触があり、または作業が長時間にわたる業務に従事する場合に支給するものと考えております。主に消防職員が行う患者等の救急作業、また移送作業、これを想定しております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。

3,000円作業手当ということは理解できました。4,000円の手当ということにつきましては、救急出

動した場合、救急車には、正確な数字は頭に入っていないと申し訳ないんですが、3人とか4人で出動していくと思いますけれども、そういった方全員に対して、この1日4,000円という手当が支給されていくという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えをいたします。

そのとおりです。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 承知いたしました。

では、2点目についてお伺いします。金額設定の根拠をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

特殊勤務手当の特例が定められている人事院規則によって、手当を設定したものでございます。なお、この額につきましては、今申したように人事院の規則でありますので、国、あと静岡県、また近隣市、浜松市、磐田市、掛川市等も同額となっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 人事院の規則によって制定されているということで承知いたしました。

こういった手当等が支出される場合の財源というのは、一般財源でしょうか、特定財源でしょうか、お伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） これにつきましては、一般財源で対応してまいります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。理解できました。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項

の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第87号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第4 議案第88号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第88号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第5 議案第89号 湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第89号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第6 議案第90号 湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第90号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第90号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第7 議案第91号 湖西市立保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、9番 楠 浩幸君の発言を許します。楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。議案第91号ですね、市立内山保育園と新居保育園の廃園後の施設の跡地はどう活用するのかというようなことなんですけれども、公共施設の再配置計画では、2期に設定をされていて、実際の検討が来年度2021年から統廃合の検討ということだったと思うんですけれども、これは繰り上がったということで理解をしておりますけれども、跡地について伺いをします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

〔教育次長 岡本 聡登壇〕

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

内山保育園は市街化区域内にあり、保育所としての用途を変更して活用することは可能でございますが、新居保育園は市街化調整区域内にあるため、用途変更して活用するには厳しい制限があります。

また、内山保育園は昭和51年の建築で築44年、新居保育園は昭和60年の建築で築35年が経過し、両園とも、施設の老朽化が進んでいる上に津波浸水区域内でございます。

両保育園につきましては、今年度末で保育は終了いたしますが、閉園後の利活用につきましては、今後調整していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 公共施設再配置計画の計画ですと、2025年で解体工事、跡地売却というふうに記載があるわけなんですけれども、これは計画は早まったということではないということですか、どうでしょう。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

公共施設再配置計画のほうには、そのような書きぶりをしてあるわけなんですけど、保育園を閉園というのでしょうか、これが少し前倒しとなりましたので、そのあたりにつきましては、見直しを図る中で、今後跡地の利活用については検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 計画が早まったということではなくて、あくまでも2025年の解体に向けての検討は今後進められていくということなんですか。どうなんです、利活用というふうに、今、教育次長のほうで言われたんですけれども、解体ではなく、ほかに何か利用することが検討される可能性があるということでしょうか、どうでしょう。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

利活用ということなんですけど、建物も少し古いということなものですから、今、庁舎内で各課で利用の希望というのでしょうか、そういったものがあるかどうかというのを、今、確認をしているところなんですけど、来年の4月からは少し利用するというような手が挙がらなかったという状況がございますので、今後につきましては、もう一度庁舎内で確認作業を進めて、令和4年度予算に向けて、どういったことが必要なかということも1年間、半年から1年かけて検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 庁内で利活用について希望を取っているということなんですけれども、可能性としては、倉庫とかそういった形でも利用が可能なんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

内山保育園のほうにつきましては、市街化区域内にありますので、倉庫としての可能性はあるかと思うんですが、過去にもゲリラ豪雨等がありました際に、水が浸入というのでしょうか、浸水している状態もありますので、その辺は少し考えながらということになります。

それから、新居保育園につきましては、市街化調整区域にあって、保育所という施設として土地利用で許認可を受けているということなものですから、仮に物置として使ったとしても、一時的な仮置き程度の使い方をせざるを得ないかなと、そんなふうに考えています。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 分かりました。仮置き程度の物置としては活用ができるよというようなことだったんですけれども。

それまで、解体ありきではないんですけれども、管理部署は引き続き教育委員会のほうで建物がなくなるまで管理をされるということでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

管理につきましては、ほかの課で、どこか使いたいというようなところがありましたら、そちらのほうに移管をしたいというふうに考えているということをございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 先ほど、利用が保育園というふうに登録は設置してあるので、登録変更すれば、ほかの部署でも利用が可能ということなんですか。その登録変更というのは、安易に変更ができるものなんですかね。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

これについては、ちょっと今後研究してまいりたいと考えておりますので、今ちょっと明快にお答えができないんですが、ということでよろしく申し上げます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 分かりました。

いつまであの状態で、防犯ということは余り考えたくはないんですけれども、空いた状態でずっと置かれているといったときに、何者かが侵入したりですとか、破損があったりだとかっていうふうなことが考えられるものですから、使わないのであれば、撤去が望ましいと思うんですけれども。

定期的に草刈りをやったりですとか、そういった管理もこれから引き続きやっていくということでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

管理の必要性というのは、当然ながらあまり市の土地ですので、草ぼうぼうになるというか、見栄えがしないというのでしょうか、そういったことは避けていきたいというふうに思っています。

それから、防犯対策というの、これも非常に大事なことだと思っていますので、ちょっと質問とはかけ離れますけれども、本当に使う、建物として使う見込みがなければ、本当に解体に向けての手順を踏んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 管理もただで管理ができるものではないものですから、早く処置をしていただければなというふうに思いました。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。15番 馬場 衛君。

〔15番 馬場 衛登壇〕

○15番（馬場 衛） 15番 馬場 衛です。

ただいまの保育園の跡地の関係で、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

新居保育園については、選挙の投票所に今活用されているんですね。来年、恐らく選挙があるということをございますので、選挙の投票所としての利用というのは、いかがなものですか。それだけ教えてください。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えします。

現在、検討させていただいているという形で答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤弘己） 馬場 衛君。

○15番（馬場 衛） 分かりました。あそこは長い間使っている、新居保育園については、駐車場もあつたりなので、大変、全体の中では中央に当たるものですから、ないとちょっと困るかなという思いがして、ちょっと質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で15番 馬場 衛君の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第91号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第8 議案第92号 静岡県各市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第92号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第92号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第9 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。18番 二橋益良君の発言を許します。二橋益良君。

〔18番 二橋益良登壇〕

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。議案第93号について、お聞きいたします。

一応応募があった2法人でありましたが、2法人から特定非営利活動法人湖西なるっぷスクールを選定した理由をお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

ふれあい交流館の指定管理者候補者を公募した結果、特定非営利活動法人湖西なるっぷスクール及び公益社団法人湖西市シルバー人材センターから応募がありました。

それを受けて本年11月4日に実施された指定管理者候補者選定委員会において両者個別に説明と質疑が行われ、施設の管理運営に関する基本的な考え方、

施設の効用の発揮、施設の適正な維持管理及び管理経費の縮減、施設の職員体制、収支計画及び管理経費の4項目について採点が行われました。

その結果、湖西なろっぶスクールを優先交渉権者とするについて同委員会で決定され、その後、市が湖西なろっぶスクールと協議した結果、指定管理者として適当であると認め、今回指定しようとするものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 一応4項目にわたっての審査であったということでございますけれども、まず、この基本協定書について、それに沿って行っておられるのか、あるいは基本協定書の中で協議があったのかどうか、お願いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 協定書につきましては、今、議員おっしゃられたとおり、指定管理期間が5年間ですので、それに基づいた基本協定書と各年度ごとに結びます年度協定書がございます。基本協定書につきましては、それぞれ項目が書かれているわけでございますが、それにつきましては、それぞれ確認した上で、なろっぶスクールが適当である、適任であるということを確認した上で、今回指定をお願いしたいということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） その中で、常に行わなければいけないというのは、前年度の要するに問題、課題、それをやはり改善して、次のやっぱり契約に運んでいくという形が一番ベターだと思うんですけれども、その中で、昨年より改善すべき点等々ありましたら、お答え願いたいと思います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

基本協定書の中には、年度当初、業務計画書を作って、それに基づいて管理のほうをお願いするものと、あと毎年度終了後、業務報告書というのを頂いております。その報告書の中で、特に不具合があれば、それを是正するということにはなりますが、実際、前年度からの不具合につきましては、内容的にちょっと会計的に少し不備というのですか、疑義がある

ことがあったんですが、それにつきましては、今回指定管理を結ぶ上で、お互い是正のほうは確認し合って直すようにしております。それにつきましても、指定をお願いしているこちらの担当のほうでも、これからちゃんと指導をした上で、指定管理のお願いをしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） なぜ聞いたかと申しますと、監査報告書の中にも、何点か指摘事項がございましたので、その辺についてもう少し詳しくお聞きしたいなということで質問させていただきました。

その中で、ちょっと興味があったのは、報告書の決算について何かいろいろ問題があったわけでございますけれども、そうしたことについて、何か部長のほうでお考えがあったらお願いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

議員おっしゃられました監査報告の中で、やはりいろいろな指示、指摘事項がございました。それにつきましては、当然管理している当所管のほうで、指示事項等を出した上で、回答をもらいまして、基本的には全項目了承という形で改善をいただけるということは伺っております。

先ほども申し上げましたけれども、今後につきましても定期的にそちらのほうはこれから監査の指摘がないように、指導等をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） そうしますと、問題点について、改善する提案があったのかどうか、それと是正するようなことで報告があったかどうか、その確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

指摘があった件につきましては、本年11月2日付で該当法人のほうから回答という形で文書で頂いておりますので、それに基づきまして、またそちらのほう確認をしつつ、対応のほうをさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） もう一点、ちょっと確認させていただきたいんですけども、このなろっぶスクールに関しましては、学童保育というような形で従来行っております。その中で、この指定管理者になった当時から、この学童保育の、特に夏期あるいは冬ですね、そしてお休みのときに、かなり人数が増えて収容できないということで、過去からこの施設を利用しているということで、いろいろトラブルがございました。

そういう点は、いかがなものかなと思ひまして、お聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

確かに今回指定管理のほうをお願いしたい湖西なろっぶスクールにつきましては、放課後児童クラブのほうで、特に鷺津小学校のほうを担当していただいております。

皆さん御承知のとおり、鷺津小学校につきましては、なかなか人口的にも増えているという形で、なろっぶスクールのほうも希望者のほうも現実としてはちょっと増えてきているという形の中で、今後、議員おっしゃったとおり、なろっぶスクールだけではちょっと対応し切れない可能性もありますので、それを踏まえて今後拡大をするのか、また、新たに放課後スクールを立ち上げるのかも含めて対応していきたいと思ひますし、なろっぶスクールにつきましては、今の時点では一応定員以内で収まっているという形になっておりますが、それにつきましても、実際の現場のほうもちょっと密にした形で、そういったことにならないように対応のほうはしていきたいと思ひしております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 本来ですと、やはり児童クラブ等々については、なるべく多くの子供たちを見ながら、前向きに考えていくというのが前提にあると思うんですけども、これ、市の施設でございますので、そこにはやはり営利的な問題も走ります。

それと、やはりそこを利用している各種団体等々の協議会があると思うんですけども、それともやはりしっかりした整合性を持たないと、非常に施設

の利用がいろんな面で問題が起きるということがございますけれども、最後にですけども、そこら辺のお答えだけ聞いて終わりたいと思ひます。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

ふれあい交流館を放課後児童クラブで使用というのは、なろっぶスクール以前に鷺津小学校でやっていたところがちょっと手狭ということで移管した経緯がございまして、そのときは、一応市の業務と言う形でふれあい交流館のほうは特に使用料とかそういうのはもらわずに今まで現在に至っております。

先ほど申しましたように、今後、放課後児童クラブの希望等が増えてきたときには、当然、ふれあい交流館だけではやはり手狭になる可能性がありますので、とは言いつつ、なかなか小学校等の空き教室というのも今後見込めない状況ですので、先ほど申したとおり、ほかの場所、ほかの施設等で対応できるかどうかというのは、ちょっと今後検討していきたいと思ひしております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） ありがとうございます。一応よろしくこの点もついて、ひとつこれからも吟味していただきたいと、そんなふうに思ひます。

以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で18番 二橋益良君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第93号について採決いたします。本

案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員です。したがって議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第10 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、9番 楠 浩幸君の発言を許します。楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。議案第94号について通告をしておりますので、1点お伺いしたいと思います。

湖西市老人福祉センター、これを指定管理にすることなんですけれども、今回、非公募になっているんですけれども、その理由を伺いたと思います。よろしくお願ひします。

○議長（加藤弘己） 答弁をお願いします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

老人福祉センターの様々な活動は、高齢者の健康増進及び高齢者福祉を推進することを目的としております。他方、社会福祉協議会は、市町村に設置する団体であり、公益性の高い団体であります。市は、組織全体の効果及び効率化を鑑み、湖西市社会福祉協議会を老人福祉センター内に設置し、高齢者の地域福祉の拠点とし充実を図ることを目指したところであります。老人福祉センターの活動は、湖西市社会福祉協議会がこれまで実施してきた事業内容や団体の設置目的と非常に親和性が高いと認識しております。

以上のことから、高齢者福祉の拠点として、機能充実の実現に向けて重要な役割を担うことができ、効果的かつ効率的に設置目的を達成することができ、民間サービスによる事業撤退等のサービス低下の防

止や継続的な高齢者福祉の増進が必要であることから、公募の方法によらず指定管理者の候補者として選定したところであります。以上であります。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） こちらの参考資料のほうにも、公募によらないということで、今、部長も申されたように、設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、特に必要があるというふうに記載があるわけなんですけれども、今、部長が答弁された高齢者福祉ですとか公共性とかっていうふうなお話があったんですけれども、これ、ほかの民間の事業者ではできない、社会福祉協議会でないといけない、特に必要を認めるというところの部分については、ちょっと私も理解が不足をしているので、ここ、決め打ちにした、特に必要があるという部分について、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

特に社会福祉協議会のほうにお願いしたいという団体としては、先ほどちょっと答弁の中でもお答えさせていただきましたが、確かに民間事業等でもそうです、高齢者福祉の関係で、お願いできる事業所はあるかと思いますが、やっぱり市としては継続的な運営のほうをお願いしたいということ、特に今度、老人福祉センターにつきましては、初めての指定管理ということですから、その辺もちょっと鑑みまして、そうした民間事業所ではなくて、公共的な団体のほうにお願いしたいということで、今回公募しないという形の選定方法を取らせていただきました。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ちょっと弱いような気がするんですけれども、アメニティプラザなんかですと、コナミスポーツさんが運営することによって、本当に利用者の満足度、市民サービスが上がったということも聞いているわけなんですよ。いや、社会福祉協議会さんが悪いとかと、そういうんじゃないんですよ。なぜ民間、まず公募しなかった理由というのが、継続的な運営だけでは、ほかのじゃ事業者さんは継続的な運営ができないのか、そのあたりがすぐ

く腹に落ちないというのですかね、決め打ちにした、特に必要があるという部分については納得がなかなかできないんですけれども。

改めて伺います。社会福祉協議会じゃないとできない部分、その部分についてお願いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でもちょっと申し上げましたが、組織全体の効果及び効率化の中で、社会福祉協議会を老人福祉センターに事務所を移設するというのは、予定としては今そういう話になっておりまして、そういった中で、老人福祉センターの指定管理者という話も出てきましたので、理由の一つとしては、社会福祉協議会、そちらのほうで移設されるということもありますけれども、やはり大きなのは、今申したとおり、事業の継続性と安定性ということから、社会福祉協議会のほうに公募せずをお願いしたいということで、今回選定させていただいたところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 堂々巡りになりそうなので、この辺でやめておきますけれども、やっぱり社会福祉協議会、後で先輩議員も質問されると思うんですけれども、高齢者福祉だけではなくて、いろいろな機能を持ち合わせている団体だと思うんですね。その事務所が新居のかなり南のほうに移転をされるということに対して、福祉事業の大きな担い手となっていたという事務所が、何か移転ありきで今回の御提案はされているというふうにはしか思えないんですけれども。そういった市民サービスの低下にならないという担保だけ取っていただいて、質問を終わりたいと思うんですけれども、大丈夫ですね。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

今回、社会福祉協議会のほうに老人福祉センターの指定管理をお願いする件につきましては、この後の質問のほうにも出てくるかと思いますが、この後の質問のほうにも出てくるかと思いますが、社会福祉協議会の持っている本来の事業につきまして、市民サービスの低下にならないような形で対応のほうはしていきたいとは思っております。以上で

す。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 健康増進課が担われるのか長寿介護課が担われるのか、健康福祉部全体で市民サービスの低下につながらないようにしっかりと見ていくということによろしいですか。再度確認です。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） そのとおりに進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） しっかりお願いします。終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて、17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について質疑をさせていただきます。

先ほども同僚議員が質問しましたが、重複する点があるかと思いますが、質問させていただきます。

通告に従いまして、まず1点目、社会福祉協議会が老人福祉センターの指定管理を行うということは、現在の社会福祉協議会さんが備えている機能を全て移動するという事かどうかお伺いしたいと思います。

この議案を審議するに当たりまして、やはり先ほど来も出ておりますけれども、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる福祉のまちづくりの実現を目指した様々な活動を行っているのが社会福祉協議会であります。今回、全員協議会でも詳細な説明もありませんでしたし、市民に大きな影響を及ぼすという問題でありますので、丁寧な御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

社会福祉協議会が施設の管理業務を行うに当たり、

社会福祉協議会の機能を全て移動するのではなくて、一部機能は残す予定であります。

具体的には、生活困窮者自立支援事業等の市と連携が必要である業務や、介護保険サービスを実施している介護センターこさいの業務については、健康福祉センター内に残し、その他車椅子、車椅子車両等の貸出業務につきましては、新居と湖西の両施設で行い、市民サービスの低下にならないよう努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ただいまの答弁、ありがとうございます。

生活保護関係や介護センターこさいの機能は残す、それから車椅子の車両の貸出しは両方の施設で行うということですが、すみません、もう少し分かりやすく言いますと、今ある社会福祉協議会の場所で、この残った業務というか、こちらに残す業務も行うということなんですか。社会福祉協議会の職員も今結構大勢いらっしゃいますけれども、そういった方たちも、業務によってこちらに残る人が数人で、おおむねの方は指定管理をする老人福祉センターのほうに移るのでしょうか。もう少し分かりやすい、想像がしやすいような状況で御答弁願えますか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきました生活困窮者自立支援事業等の市と連携が必要である業務につきましては、担当する職員さんにつきましては、おぼとのほうに残っていただいて、引き続き相談業務のほうをしていただく予定でございます。

介護センターこさいにつきましては、2階のほうに事務所がありますが、そのまま残るという形の予定でございます。

社会福祉協議会が今いる事務所につきましては、当然ほとんどの方が新居の老人福祉センターのほうへ事務所として移転するようになるかと思っております。

相談業務につきましては、今のところうちのほうの考え方としては、なるべく関連の深い地域福祉課のほうに近い場所ということになりますので、今考えておるのが、家庭児童相談所があるスペースがあ

りますが、そちらのほうへちょっと相談所を設けたいなということは考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。ただいま、ほとんどが移転するというので、残ったものに関しては、現在の家庭児童相談所の辺でということは今検討中であるということは分かりました。

そうしますと、今、老人福祉センターの中には、湖西市老人連合でしたか老人クラブ連合の人たちの代表の方とか、何かその方たちもあそこにいらっしゃるような気がするんですけども、そういったことへの配慮というのはどのようにになりますか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

確かに今、湖西市老人クラブ連合の事務局の方があそこにいらっしゃいますが、そちらのほうにつきましては調整をさせていただいた上で、同じ部屋になるかと思っておりますけれども、そちらのほうで引き続きやっていただくような形では、今考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

今、社会福祉協議会さんでも大きな4本の事業があつたり、大変事務処理も煩雑になっていることは間違いないと思うんですけども、新たにこの指定管理という事業を受けるに当たって、何か担当課のほうからは指摘されたようなことはございますか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

特に担当課のほうから、そう指摘ということはございませんが、議員御承知のように社会福祉協議会につきましては様々な事業を行っておりますので、老人福祉センターにおきましては、特にうちのほうでは介護予防事業を前々からあそこでやっておりますので、それにつきましては、引き続き社会福祉協議会のほうでさらに充実した予防教室等ができるような形では期待しております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

ざいます。

では、2点目に移ります。先ほど同僚議員も、利用者のサービス低下ということをお大変心配していました。私も社会福祉協議会を動かすということは、まずすぐそこが頭に浮かんだわけですが、社会福祉協議会と地域福祉課は生活保護など特に連携が必要だが利用者のサービス低下にならないか、改めて伺います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

先ほどの質疑にも答弁させていただきましたが、地域福祉課と連携が必要な、特に生活困窮者自立支援事業につきましては、健康福祉センターのほうを地域福祉課に近い場所に機能を移して、来た方がすぐお互いに対応できるような形でサービス低下にならないように進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。おおむね何となく絵が描けましたので、これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。暫時休憩いたします。再開を11時20分といたします。よろしくお願ひします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第94号について、通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） よろしいですか。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第94号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第94号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第11 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。18番 二橋益良君の発言を許します。二橋益良君。

〔18番 二橋益良登壇〕

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。議案第95号についてお聞きをいたします。

このアメニティプラザにつきましては、指定管理者で従来行っているわけでございますけれども、まだ同じく同事業者が指定をされるということの運びではないかなと思っておりますけれども、この管理内容に、昨年、あるいは従来からの課題とか、あるいは改善等々に関係した変更はあったのかどうかをお聞きします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

〔教育次長 岡本 聡登壇〕

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

今回の第3期目の指定管理者の公募に当たりまして、施設の管理内容については、第2期である現行の管理内容から大きく変更している点はございません。

アメニティプラザにつきましては、地域住民の健康づくりと福祉の向上を図るために設置された施設でございます。本設置目的に沿った管理、運営を利用者の安全性の確保に十分配慮しながら実施をしまして、利用者によりよいサービスの提供を目指す

ことを基本方針とし、これまで指定管理者に管理運営業務を行っていただいているところでございます。

今後も、基本方針を遵守していくとともに、市民が誇れる施設として、健康づくり・福祉向上、スポーツ推進、地域交流の拠点施設を目指し、施設の適正かつ安定的な管理運営業務を引き続き指定管理者をお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 次の質問に移りたいと思いますが、一方で民間の経営によって、要するに利用価値が高くなったというような声も聞かれるわけでございますけれども、特に管理運営上、検討された点について、特に検討された点についてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

特に検討した点につきましては、いかに今のサービスを低下させないかという点でございます。加えて現在のコロナ禍の中、施設内における新型コロナウイルス感染防止対策も大変重要であると認識をしております。

サービス面については、現在の指定管理者、また次期指定管理予定者であるコナミスポーツ・東海ビル管理グループにおいて、令和元年12月に実施いたしました最新のアンケート調査では、受付・フロント面での評価については、いずれも5段階評価の中で4以上の評価を頂いております、利用者の満足度は非常に高いものであると評価をしております。

また、新型コロナウイルス感染防止対策については、あらゆる措置を講じた上で、利用者が安全安心して利用できることを最優先に考えた管理運営を行っていただいていることから、次期指定管理期間においても大いに期待をしているところでございます。

このようなことから、コナミスポーツ・東海ビル管理グループには次期指定管理期間においても、アメニティプラザまでの移手段のない利用者、市民に対する無料巡回バスの継続実施、接客接客態度及び自主事業のさらなる充実など各種サービスのより

一層の向上、加えて、市民の皆様が安心して施設を利用することができるよう、引き続き施設内の消毒、換気、清掃などの感染拡大防止に努めていただくなど、常に市民が快適に利用できるよう、各種サービスの質を落とさないことを念頭に置いた上で、施設の管理運営に努めていただくよう、お願いしていきたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） それで、特に一番気がかりなのは、コロナ対策でございますけれども、今年度は多分追加になった事項があるかなと思いますけれども、次年度に対しての、このコロナ対策の追加には何か御協議されたのかどうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

今年度は残念ながら休館の時期が4月から5月実施したわけなんです、来年度に向けてについては、現在も行っている基本的な対策を継続をする中で、指定管理者とも今後毎月1回定例会を持っておりますので、その中で問題点等が浮上しましたら、そのあたりも解決に向けて担当課を含めて協議を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） どうしても、不特定多数、大勢の方々に利用していただく施設でございますので、特にこの点については十分配慮していただきたいと、そんなふうに思いますけれども、そうした中で、リアルタイムに業務確認を行っているかどうか。今現状の業務確認の状態を教えてくださいたいと思います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

業務確認につきましては、まず指定管理者の内部的には情報共有ということで毎日統括責任者を含めて各部門、プール、トレーニングルームです、それから浴室等で情報共有は必ず実施をしております。それから、担当課との関係ですけれども、担当課には何か問題点、それから頂いた苦情等もすぐに連絡いただくような形を取っております。それから、必要に応じて担当課の職員も出向いて、現地で統括責

任者とお話し、協議等をするように進めているという状況でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 委託と違って、やはり指定管理者を指定した場合には、特に業務が正確に行われているかどうか、あるいはその業務以外に何かあるのかどうかというような、こういう現場の確認というのは非常に必要なんですけれども、今担当課で協議をする程度なのか、やっぱり週1とか、あるいは月2とかっていうスパンで現場を確認するというようなことが非常に重要になると思うんですけれども、そこら辺はどうなんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

アメニティプラザ、本当に施設として立派な施設でありまして、広い施設でございますので、いろいろ種類もございますので、そこについては、不具合、それからいろんな御相談等ありましたら、すぐに現場に向くように担当課のほうはしておりますので、その点は引き続きこのようなそのような形で進めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） それでは、二、三、ちょっと個別に質問させていただきたいと思うんですけれども。

まず、先ほどお話しした受付業務でございますけれども、1つの団体の受付がもう30分程度かかって、そこに3団体が集まって1時間半待たされたというようなことと、あるいは受付業務の中にちょっと複雑になりますと現場では判断できないというような、そういうこともあります。

しかしながら、本来責任者がそこにおるべきだと思うんですけれども、見てみると、責任者というのはどこ行っているのかよく分からないというような状況でありますけれども、そこら辺はどうなんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） まず、受付でお待ちをいただくという件なんですけれども、そこについては、現場の指定管理者のほうで柔軟な対応をさせていた

だく中で、どういったことが原因でそういったことになったかちょっと今度かではないんですけれども、少しでもスムーズに事が運ぶようなことで進めていきたいというふうに思っております。

それから、もう一点目は、すみません、何でしたでしょうか。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 責任者がいないために、受付業務窓口の女性の方がお答えできなくて、非常に待たされたとかってというようなこともしばしばあったんですけれども、その責任者というのは、常に常時そこに在住していなければいけないと思うんですけれども、そこら辺のことはどうなんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） すみません、お聞き直しをして申し訳ございませんでした。

統括責任者はお一人おまして、もう一人、副統括というのでしょうか、その方が必ず、どちらかが必ずいておりますので、その中で対応を進めているという状況でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 開館中は、リアルタイムでお客様来るものですから、そこら辺は十分対応できるようにお願いしたいと思います。

それと、私、過去からいろんな住民の話も聞きながら非常に懸念しておるのは、体育館のほうからの入り口が2か所あるわけでございますけれども、何か管理上、そっちのほうは閉鎖して開けないというのが今現状じゃないかなと。

例えば正規の入り口から玄関から入っていても、別にチェックするわけでも何でもなく、例えばプールに入るにはそのまま入って行ってプールの受付がおると。今度、逆に体育館を利用する場合には、使用団体が入り口にやっぱり受付業務等々設置しておるものから、管理上、何ら問題ないと思うんですけれども、わざわざ車で駐車場からぐっと回って一番奥まで行って、またこちらへ戻ってこなくてはいかんというような、こういう状況が今できているわけでございます。そこら辺はどうなんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

まず、例えば東側の入り口、正式な入り口へ行く手前の東側に入り口があるわけなんです、こちらについては、イベント時、行事があるときにはそこを開放する中で、人を必ずつけて、そこを開放しているという状況になります。

そこを常時開けていないという理由は、まず、正式な入り口のところについて、入館者のカウントするメーターを正式な入り口のところに設置をしておりますので、正式な入館者がどの程度あるかということ把握するために、まずそちらの入り口から、正式な入り口から入っていただくということをしております。

それから、東側の入り口を開けるに当たっては、やはり防犯的なところも含めて、安全性というのをまず確保したいということで、過去にも少しその入り口の付近で何か事件が発生したということもお聞きしておりますので、まずはそういった防犯対策をしっかり対応できるかということ十分に考えた上で、その開放については今後検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 例えば、あそこの施設を造るときに、どういうレイアウトで考えたのかよく分からないんですけども、例えばお客さんが駐車場へ止めて、本来入れるのは、一番北側の入り口のところから入れるんですね。しかしながら、体育館を利用するのに、ずっと向こうへ回って、誰も感知してないところをどんどん入っていくということで、何が入場者の把握をしているのかよく分からない。

例えばやるなら防犯カメラ全部設置して、その防犯カメラを見ることによって、あるいはそこでカウントすることによって、入場者、十分把握できると、そんなふうに思うんですけども、そこら辺の改善をした中で、本来こういう業務のやっぱり提供をすべきだなと思います。

そういうことが野放しになってきたというのは、私は指摘したいと思いますが、どうですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

今議員おっしゃられた北側の入り口を開ける、それから東側の入り口を開けるということなんです、やはりそこで、先ほど言いましたように、入館者の人数カウントですが、そういったもの、それから防犯カメラ等の設置、こちらについては、やはり予算も伴うことですので、少しこのあたりは十分検討させていただきながら、今後考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） サービスというのは、私は対価ではないと思うんですよ。お客さんが常にサービスの低下によってぐるぐる回って困っているという、あるいはこっちから入れないのかというお客さんの声、いっぱい聞くんですよ。ですから、お金がサービスの対価になるとは限りません。お金をかけても、やっぱりサービスをすべきだと、そんなふうに思いますけれど、どうですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） アメニティプラザの御利用していただくに当たっては、市民の皆様誰もが平等に快適に利用できる環境づくり、それから市民に喜ばれる施設づくりというのを目指していくことを考えておりますので、そのあたりの対応については、引き続き今後考えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） それと、今、施設内の話なんですけれども、例えば駐車場とか、あるいは周辺施設、特に里山、こうした全体の要するに管理というのは、この指定管理者がやるべき問題じゃないんですかね、どうなんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

里山につきましては、一応指定管理の中に入っておるものですから、例えば木が倒木があったとか、そういったことがありましたら、一応、指定管理業務の中で対策を進めております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） それともう一点、駐車場はどうなんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えします。

駐車場につきましても、例えば今でも通路の線が見えなくなったりですとか、そういったことについては指定管理の中で、こちら自前でやっていただいていることなんですけど、線を引いていただいたりとか、そういった対応を進めているところです。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） いろいろ不具合点というのは、自分たちがやっぱり現場で見つけなきゃいけないと思うんですよ。ただ、お客さんの声だけ聞いているって、常に入場者の声を聞くわけじゃないものですから、やっぱりそういうものはやはり現場に行き行ってしっかり見ていただきたいなと思います。

そういう意味でも、この指定管理者というのは、そのぐらいに重要度が高い、あとは委託とかがあって、その委託の中の業務に限るわけでございますけれど、指定管理するということは、その施設全体をやはり責任を持って管理していただくというのが前提だと思います。

今後、こうした指定管理者の業務の締結には、そういうものを十分含めて行っていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で18番 二橋益良君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第95号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第95号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第12 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。5番 福永桂子さんの発言を許します。福永桂子さん。

〔5番 福永桂子登壇〕

○5番（福永桂子） 5番 福永桂子です。議案第96号について質問させていただきます。

他の指定管理についても同じようなことが言えると思うんですけども、指定管理者の応募が1法人のみとなっています。公募はどのようにされたのでしょうか。御説明よろしく願いいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

〔教育次長 岡本 聡登壇〕

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

小松楼まちづくり交流館の指定管理者の公募は、他の指定管理公募施設と同様に湖西市ウェブサイトと市役所だよりへの記事の掲載及び市民活動センターにおいて募集要項の配布を行い、公募を行ったところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） ちょっと申し訳ございません。私、聞き方が悪かったんだと思います。どのような内容、指定管理の方法を取られたかということもお聞きしたかったんですね。大丈夫でしょうか、その辺。ちょっと聞き方が悪かったんですね。ウェブサイトでの公募とか、そういうものではなくて、どのように指定管理者をどのような方式で公募されたかという内容を聞きたかったんですけども。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） 内容といえますと。

○5番（福永桂子） そうですね、提案型にされているのか、プロポーザルとして、総合評価方式にされているのかとかいうような、そういうことをお聞きしたかったんですね。

もし答えることができなければよろしいです、私のほうがちょっと質問の仕方が悪かったと思います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

一応、公募で書類を出していただいた後に、プレゼンテーションもしていただいていますので、一応、基本的には提案をしていただいたという格好になるかと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） すみません、ありがとうございます。

そうしたら、市が上限金額を決めて、そして提案をしてもらおうという、そういう提案型プロポーザルの形であると理解してよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） そんな形での御理解でよろしいかと思います。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） そうしますと、やみくもに仕様書とかを書くわけにはいかないの、前もって他のいろんな事業者に類似する事業者に打診していくというふうなことはされているのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

特に事前に事業者のほうに打診ということはしておりません、市のウェブサイト、それから市役所だよりを見ていただく、それからそれを見ていただいた上で、市民活動センターに募集要項等を取りに来ていただくというような、そんな形になっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 理解しました。民間がどこまでできるかということは、市役所というのはなかなか分かりにくいと思いますので、よい仕様書を書くためにも、事業者に打診していくことも必要なことだと思います。

それでは、2番のほうに入ります。応募がオンラインワンになっていますと、やはり基本的にはサービスの質はどうかとか、低下になっていないかなどと考えねばならないんですけれども、ここでちょっと言っておきたいことは、私、新居まちネットがどのと言っているのではないんですね。そうではなくて、個人的には新居まちネットの事業内容をよしとしているんですけれども、やはり競争を働かせるべく指定管理が基本だと思いますので、その点について、より競争原理が働くような募集の仕方を工夫されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

募集の仕方としましては、繰り返しになりますけれども、市のウェブサイト、それから市役所だよりへの掲載、市民活動センターにおける募集要項の配布を行いまして、市の広報を使った一般的な手法で行ったところでございます。

加えて、応募前に事前の現地説明会を開催し、丁寧に募集内容の周知に努めたところでございます。現地説明会には、民間企業1社からの参加もございましたが、結果としては応募につきましては1法人という結果でございました。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 何となくちょっとウェブサイトでの広報のやり方とかそういうところに理解が行ってしまったみたいで、ちょっと反省しておりますけれども。

やはり他者がより参入してきやすい方法を取っていかないと、競争原理は働かないと思うんですけれども。

例えば、類似の案件に実績があるよということ、これ評価点数によって評価されていると思うんですけれども、評価点数に高く入れ続けていきますと、結局のところ新しく参入してくる法人とか団体には大変ハードルが高くなって、散逸化が起こってくるというふうなこともつながると思うんですけれども。そのあたりの改善の工夫とか、そういうことは考えていらっしゃいますか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

改善ということよりも、まずは特別な募集の内容にしないようにということを心がけておりまして、特別に必要な事業条件というのを提示しないことが、広く募集につながるということを考えていまして、そういった募集を行ったということでございます。

それから、選定の評価につきましても、従来どおり様々な項目を設定してございまして、それに基づいて、ある意味、あまり差をつけないという形で評価をしたところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 私も指定管理とか、この仕様書作りに携わってきた経験があるんですけども、その経験上、事業提案内容の評価点数をすごく高くしていくと、いつもやっぱり慣れている業者が入ってきやすいというふうなことが常々起こっていますので、そのあたり工夫をされることもできるのかなと、ちょっと思いました。

また、やっぱり湖西市の特色あるものを、市の姿勢ですね、それをより仕様書の中に反映していくということが大事だと思うので、1年ごとにそれも変わっていくのかなというふうなことを思います。それについて、少し何かお言葉がございましたら。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

今、議員おっしゃったように、小松楼まちづくり交流館というのは、ちょっとほかの施設とはちょっと異なるというような性格を持つ施設でございますので、施設の一番得意とするというのでしょうか、特色を表現するようなものを、いろんな様々な事業を取り入れていただきながら進めていただきたいと思います、そんなふうを考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） ありがとうございます。競争は現在の指定管理者にもすごい刺激になって、よりよいものを生み出すという原動力になると思いますので、またどうぞ工夫をよろしく願いいたします。

これで私、終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で5番 福永桂子さんの

質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第96号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第96号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第13 議案第97号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに18番 二橋益良君の発言を許します。二橋益良君。

〔18番 二橋益良登壇〕

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。議案第97号について質問をさせていただきます。

歳出の4款2項1目の塵芥処理費の中で、今回、用地取得をするということでの補正がなされておりますが、この用地取得の面積と単価を教えてくださいと思います。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えします。

今回取得予定の土地は、地目が山林のものが2筆で3,563平方メートル、地目が田のものが1筆で198

平方メートル、3筆の合計が3,761平方メートルでございます。単価につきましては、まだ不動産鑑定を行っておりませんので確定ではございませんが、ここ10年ほどは処分場内の土地の単価は変動がありませんので、平米単価で山林が3,200円、田が4,800円を見込んでおります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） ありがとうございます。

で、この取得について、例えば収用法を適用したりすることはできないものか、あるいは収用法が適用されているのかどうか質問します。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

公払法を用いて買収のほうをしております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） ありがとうございます。

公払法を適用するという事は、用途目的を持っていると思うんですけども、この用途目的はどういうふうになっていますか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） このとおり、処分場という形で買わせていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 処分場の拡大ということで理解してよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） そういうような形でやらさせていただきます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） そうすると、この全体面積と今の借地、これからの残った借地の面積の比率はどうなんですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 2番目の質問ということでよろしいでしょうか。

お答えいたします。笠子廃棄物処分場の全体面積は、登記簿上105筆で12万3,273.82平方メートルでございます。令和2年12月1日現在の借地は32筆、4万2,551平方メートルであり、割合にしますと、

筆数が30.48%、面積が34.52%であります。なお、これに補正予算で御承認頂いた後で購入する予定分を含めると、購入後の借地は29筆3万8,790平方メートル、割合にして、筆数が27.62%、面積が31.47%となります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） これ予算化しないというのを、地権者、地主さんの要望について対応しているというのが現在だと思いますけれども、そうしますと、もうこの全体の土地利用を図るには、永遠にできないと。なぜかと申しますと、1人でも売らないところができる、それはできないもんですから。今やっていることっていうのは、お金を投資するだけで、これ何の効果も何にもないのが現状じゃないかと思うんですよ。

本来ならこの区域、例えば全体は利用するのは難しいから、その3分の1のこの面積を買収しようとかっていうことで利用を求めていくというならとにかく、全体を今言うような方法でやっていますと、多分これ投資で終わっちゃうと思うんですよね。そういうお考えはどうなんですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） それは3番目の質問でよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 要するに、それは3番目になりますけれども、要は今言うような取得の方法を取っていくと、要するに投資だけで次のステップが見えないもんですから、ずっと投資をしっ放しで来てしまうというのが現状じゃないかと思うんですけども、そこら辺の考え方はどうなんですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

3番の回答とちょっとダブるところもございますが、現在、売却予定というのか、希望のある地主さんについては、売却のほうをさせていただいております。

今後につきましても、売却の希望があれば買っていくというようなことで方針ではございますが、先ほども申しましたとおり、残りがありますので、残

りの部分が終われば全てが市有地になるというよう  
なことで、一応限りはあるということでは考えてご  
ざいます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 最後の質問になりますけれど  
も、今後の用地を取得するためには、やはり用途目  
的を持たないと、要するに何のために取得している  
のかさっぱり分からんし、これ、ずっと投資で、先  
ほどの話と一緒に、投資のまま終わってしまうケー  
スになってしまうんじゃないかと思うんですけれど  
も。今後の取得計画はどうなんですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 笠子処分場の用地取得に  
つきましては、売却意向のアンケートを実施してご  
ざいます。売却の意思のある方から予算や個別の事  
情を勘案して順次購入をしてございます。

現在、売却の意思をお示ししていただいている方  
は残り1名1筆であり、条件が整い次第購入のほう  
をしていきたいというふうに考えております。

残りの19名28筆につきましては、そもそも売却を  
したくない方、最終的には売却してもよいが当面は  
借地を継続したい方、売却の意思はあるが相続登記  
の未了等の事情で売却できない方などのそれぞれの  
事情がございます。

これまでは売却意思のある方の売却を優先してま  
いりましたが、今後は、それらの方、個別に交渉を  
していきまして、積極的な用地の取得に努めてまい  
りたいというふうに現在では考えております。

今ありました借地につきましては、借地料が当然  
かかっているものですから、それをなくしていくと  
いうことで、現在は買収のほうで方針を切っている  
というような形になります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） この笠子処分場のそもそもの  
発端というか、要するに条件としては、借地をして  
埋め立てて、要するに土地利用が図れるようにして  
から、また返却するというのが前提にあったわけで  
ございますけど、いつの間にか買収に走ってしまったと。

当初は面積を決めて予算を決めてしっかり買収し

ていたんですけれども、あるときから、ゼロ予算で  
始まって、対応してくれる方に補正でこういう対応  
をしているというような状況が生まれていると思う  
んですけれども、そういう計画のないことって、行  
政としてどんな思いなんですかね。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

私も議員おっしゃったとおり、当初は有限とい  
いますか、10年ぐらいで埋立てを終わって、それで  
またお返しするというようなことで始まったという  
ふうには聞いてございます。

それから既にもう30年たってございまして、今後  
につきましては、焼却施設の再稼働によりまして、  
焼却灰の処分場としてあそこを利用したいという  
ふうにご考えておりますので、今後の利用につきま  
しても、まだそこるところを利用したいということで、  
今後につきましては、買収をして埋立用地として使  
っていききたいというふうに考えてございます。以上  
でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） やっぱりそうしたことも、特  
に議会側にはしっかり説明して、その説明の中でや  
っぱりこの用途を決めていかなきゃいけないと思  
うんですよ。今はちょっと何か宙ぶらりんのよう  
な状態で、今初めて聞きました。焼却灰を、要する  
に埋め立てていくということに利用していきたく  
いいうのは初めて聞きました。

ですから、そういうのをやっぱりしっかりした計  
画を説明してから進めないと、今のような変な質  
問になってしまうかなと、そんなふうに思います  
ので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 質問の途中ですが、ここで昼  
の休憩を取りたいと思います。二橋議員、よろし  
いですか。

○18番（二橋益良） はい。

○議長（加藤弘己） それでは、再開は午後1時と  
いたします。13時ですので、よろしくお願ひ  
いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第97号、質疑の2番目、10款1項3目から二橋議員、よろしいでしょうか。二橋益良君。

○18番（二橋益良） それでは、次に、歳出の10款1項3目、教育指導関係経費についてでございますけれども、まず初めに小中学校修学旅行の延期、あるいは行き先変更での内容を教えていただきたいと思っております。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内全ての小中学校の修学旅行は、当初の予定から時期の延期及び行き先の変更をしております。小学校につきましては、当初は、10月から11月に東京方面を予定しておりましたが、10月から2月の期間の中で三重県、山梨県、長野県、静岡県内に旅行先を変更いたしました。中学校につきましては、当初は、4月から5月にかけて京都、奈良方面を予定しておりましたが、9月から10月に時期を変更し、三重県、静岡県内に旅行先を変更したところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） なかなか判断に難しいところではあったかなと思っておりますけれども、このキャンセル料が発生したという時点というのは、いつであったか、あるいはそうした想定を考えていたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） 議員、2番目の質問という中でお答えを一緒にしてよろしいでしょうか。

○18番（二橋益良） 2番目ですね。

○教育次長（岡本 聡） それでは、お答えをいたします。

今回の補正予算につきましては、保護者の負担軽減のため、修学旅行のキャンセル料として企画料分を計上しているところでございます。企画料とは、旅行会社が修学旅行日程を作成するために必要な費用でございまして、修学旅行は学校ごとにオーダー

メイドであるため、どんなに早い時点で時期や行き先を変更しても請求されるものとなっております。

市内全小中学校では、企画料以外のキャンセル料が発生しない時期までに延期、変更の判断をしております。

なお、旅行会社を選定し、予約を入れるのは、小学校で1年前、中学校では2年前となっております。予約を入れた時点で企画料が発生するという状況でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） これ、特殊な計画なものですから、計画というか修学旅行というのは特殊な、一般的なものじゃないものですから、こうして小学校1年前から、中学校2年前からというようなことがついていると思うんですけども、本来こういうのは、やっぱり契約、要するに旅行会社との契約の中で、やっぱりはっきりしておくべきかなと思っております。

それと中学校なんか2年前というと、もうこれからとても想定できないんじゃないかなと思うんですけども、どうなんですかね。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） まず、契約の中のことなんですが、一応契約した際に、この企画料については、場所を変更したり日程を変更したりというときには、発生をするということが書かれているという状況でございます。

それから、中学校の場合、2年前にということなんですが、これ、やはり学校の1年間の教育課程というのでしょうか、そこら辺も含めて早めにちょっと準備をしないと間に合わないということも含めまして、2年前ということなんですが、今回につきましては、2年前にコロナウイルスというのは全く想定に及んでおりませんでしたので、今回につきましては、やむを得ないことなのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） それで、このキャンセル料は総額では出ているんですけども、例えばいつまでに何%とかというそういうあれはないんですかね。どうなんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

これ実は旅行会社によっては、この企画料というのを請求はされないという旅行会社もあって、全てが全てではないんですけれども、特に小学校では、企画料ということで、1人当たり330円ということが、同じ旅行会社さんですので設定をされているということです。

それから、中学校の企画料については、旅行費用の5%程度というふうになっているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） そうすると、もう今年契約して以後は、当然このキャンセル料はついて回るという話でよろしいんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

この企画料というものにつきましては、契約をした時点でもう発生をするというものになっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） ちょっと今の説明、私も理解できなかったところがあったかも分かりませんが、このキャンセル料というのは、今言う企画料以外にはありましたか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

それ以外にはございませんでした。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 分かりました。

こういう不特定な要因というのは、特にコロナね、いつ収束していつどのように対応できるかというのは、これ非常に難しいと思うんですよ。本来、なかなかキャンセル料というのは、何もやらないのにかかってしまったという費用なものですから、実際言うと非常に無駄な費用かなと思います。

今後、この事態を、3番目なんですけれども、来年はどのような対応をしながらいくのか、取りあえず予定だけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

修学旅行は児童生徒にとって教育的意義のあるものですので、来年度も行き先や時期を十分考慮して実施をしてみたいと考えております。実施をするに当たっては、コロナウイルス感染症の状況を鑑み、時期や行き先を考慮していくように学校に指導してまいります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） そうすると、これ国の制度とよく似てて、当局では一応こういう通達はしますよ、しかしながら最終的な判断は学校判断ですよというような形になってしまう可能性があると思うんですよ。決して学校に責任をかぶせなしに、やっぱり行政としてしっかりした指針を出していかないと駄目じゃないかなと思うんですが、どうですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

この修学旅行につきましては、今年、コロナウイルスが初めてのことでございましたので、国のほうからも通知が来ておまして、修学旅行は中止ではなくて、延期をしながらぜひとも進めてほしい、3月末日までに進めてほしいというような、そんなことが来ておりますので、それに基づいて市のほうでも学校のほうに、そんなふうなことを伝えていきたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 今、G o T oキャンペーン等々があるわけですが、こうしたキャンセル料っていうのは、やっぱりあれだよ、自治体負担じゃなく、やっぱり国としての補償もないといけなかなと思いますけれども、今後そういうふうな対応をしながら、ぜひ負担のかからないような、行政に負担のかからないような方法をぜひお考えしていただけて進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で18番 二橋益良君の質疑を終わります。

続いて、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番(楠 浩幸) 9番 楠 浩幸でございます。

私のほうからも議案第97号、一般会計補正予算、歳出の4款1項1目、保健衛生総務費でお伺いをしたいと思います。

健康福祉センターの浴室を倉庫に改修するというようなことが主要事業の概要のほうに記載がございましたけれども、もうちょっと付加価値の高い活用の方法はないものなのかというふうに思いまして質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

[健康福祉部長 竹上 弘登壇]

○健康福祉部長(竹上 弘) お答えいたします。

今回、旧浴室の改修としましては消防設備の改修も含まれております。本年度予算において、消防設備の改修を含む旧浴室改修について設計を行い、その設計が出来上がりましたので今回の補正予算として計上させていただきました。

消防設備の改修を行うことで旧浴室を利用することができますので、有効利用を図るために検討を進めてまいりましたが、現段階では、予算的にも経費をかけることなく、倉庫として活用することが適当であると判断させていただきました。

なお、倉庫には現在、3階の屋上機械室に置いてある災害救護用資材を、緊急時にすぐに搬出できるよう移動する予定であります。また、それ以外にも感染症対策資材や整理整頓のために、おぼと内の備品等を収納しておく場所として活用したいと思っております。以上でございます。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 浴室のところも先日部長にも御同行いただきながら見学をさせていただいたんですけども、非常に広いスペースで、倉庫にしていくには非常にもったいなというふうに感じたわけなんですけれども。

ちなみにあそこの浴室の床面積、浴室とお隣の着替えをするような部屋、2部屋あったと思うんですけども、いかほどありましたっけ。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(竹上 弘) すみません、ちょっと今、資料を調べますので、お時間を頂きたいと思

います。

申し訳ありません。すぐちょっと出ませんので、後ほどということでもよろしくをお願いします。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 先日、職員さんにはこの旨お伝えしていたんですけども、御連絡が頂けなかったので、この場で御報告いただけるのかなというふうに思ったんですけども。

じゃ、あわせて、備蓄品の資材を倉庫として使うということだったんですけども、その備蓄品の資材の必要な床面積も併せてお伺いしたいと思いますので、また御報告をいただきたいと思っております。本当にそれだけのスペースが必要なかというところを確認をしたいということですね。

そんな中で、冒頭、私申し上げたとおり、本当に旧浴室、脱衣場が事務所として活用ができなかったのか、そういったような活用についてはお考えがあったのかなかったのか、そこら辺はどうでしょうかね。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(竹上 弘) お答えいたします。

旧浴室の活用につきましては、確かに議員おっしゃいますとおり、事務所として使えないかという、一応議論もありましたが、場所的に浴室ということで、採光の関係ですとか、基本的にあそこ、採光も西側窓しかありませんので、基本的には夏暑く、冬寒いという形の中で、空調なんかもちょっと改修も必要かなという形の中で、今の時点で予算をかけるべきではないなということで、取りあえずは倉庫として活用するのが一番お金をかけずに、かつ活用できるという形の判断の下で行いました。以上です。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 湖西市役所の庁舎内を見ても、非常にタイトなスペースの中で職員さん、どこのセクションも仕事をされているところを見ると、少しでも空きスペースがあれば、そういった会議室になりですとか、事務所としての活用を考えられたらどうかというふうに思ったわけなんです。

とりわけ、私どもはこの3階のフロアにおりますと、学校教育課の前に、恐らく転入の手続きをされて

いる保護者の方を時々見かけるんですけども、その転入の手続を廊下で、学校机を置いて、そこで何か説明をされたりですとか、転入の手続をされている姿を見ると、本当に申し訳ないなという思いと、いや、これから湖西市に引っ越してきて、子供を預けようといったときに、廊下で手続をされるっていう保護者の気持ちを考えたりしますと、いや、これはどうかなっていうふうに思って、今回、事務所としての活用ができないかなというふうに思うわけなんですけれども。

議長、ちょっと教育長にお伺いしたいんですけど、よろしいですかね。教育長は、3階の学校教育課の前で、転入か何かの手続をされている姿を見たことはございますか。

○議長（加藤弘己） 教育長。

○教育長（渡辺宣宏） お答えをします。

ちょうど私の部屋からトイレに行くにはあその道を通りますので、よくあそこで手続をしているのは見えています。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 教育長、そのとき何か感じられることはありましたか。

○議長（加藤弘己） 教育長。

○教育長（渡辺宣宏） お答えします。

非常に朝方なんか日が当たらずで、すごく暗くて寒いという状況にあります。ですので、手続をするのに大変だなというふうには思っています。

その奥に会議室がありますので、コピーの前ですね、だからそこが開いているときにはそちらのほうへ誘導したりとか、あるいはどうしても寒いときには、本当に人も擦れ違うことができませんけれども、中にカウンターというのかな、そんなのがありますので、本当に入ってすぐのところ台がありますので、そここのところで話をするというふうな形を取っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 本題とちょっとそれてしまうので、これくらいにしておきますけれども、本当に湖西市の庁内のスペース全体最適化を考えられた上での御提案なのかどうなのか、本当に疑問に思うわ

けなんですけれども。

改めてお伺いします。事務所への転用ですとか、そういったことはお考えになれませんかね。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 今後、事務所等の必要が生じて、今おっしゃいました学校教育課等の手狭というところで、もう必要ということであれば、あそこのほうを転用ということも今後は視野に入れた形で検討していきたいと思いますが、今の時点では、申し上げましたように、実際、その検討の時点では、もうおぼとのちょっと事務のことしか考えてなかったというか、庁舎のほうの事務のことまでちょっと考えてなかったものですから、やはりおぼとの事務ですと、やはり窓口業務が多いということで、浴室に入ると、やはり市民の方にも不便を来すだろうという、そういった理由もありまして、なかなかちょっと事務室に改修というのはならなかったという経緯もあります。

今、言ったように、今後、実際おぼとのほうもだんだん事務所が手狭になっているのは事実でありますので、必要となれば、その辺の転用のほうも検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 今回の一般会計の補正予算ですので、執行部全体での御提案というふうに理解をしておるわけなんですけれども、今、部長の御答弁ですと、おぼとの中だけの御都合で御提案いただいた、これは全体でオーソライズできてやられている御提案なんのでしょうか。そのあたりをもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 私のほうからお答えさせていただきます。

この予算をつけるに当たりましては、今、議員おっしゃられましたように、事務所を検討したのはこれは事実であります。ただ、今、福祉部長が言われたように、お客様を迎える事務室、職場としては、やはり裏になりますし、位置的にも。光の入るのも少ないという中で、ちょっと不適格かなという判断をしました。

先ほどの教育委員会のほうの事例も今話が出ましたので、確定ではございませんので正確なことは言えないんですが、そこら辺の庁舎全体ですね、市役所全体の配置を考える中で、来年、組織編成の中で、今のおぼとも利用した中で、配置を考え、先ほどの廊下で待たせるような形のないものに、今現在考えております。という形で御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） やはりとりわけ教育委員会さんについては、社会教育課であったり、また、スポーツ・文化課も本庁の中にはないものですから、そういったところも全体、本当に湖西市の役所の機能、そして一番大事なのは、そこを利用される市民の皆さんの目線で全体の最適化についてお考えいただきたいというふうに思います。

2点目なんですけれども、同じくおぼとだと思えますんですけれども、事務所のレイアウトの変更というふうに記載がございました。このあたりについても変更の目的等々、お知らせいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

現課の配置を変えることで、窓口受付等を分かりやすくし、市民サービスの充実を図ることと、あと予定されている令和3年度からの新体制に対応するために、今回レイアウトの変更を行うものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） おぼとの具体的にはどういったところをレイアウトを変更されるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） レイアウトの変更って、大きなレイアウトの変更ではないんですが、実際、今、地域福祉課とか長寿介護課がちょっと凸凹な事務室の配置になっておりますので、あれをなるべく一固まりになるような形にちょっとまとめさせていただきたいなというレイアウト変更があります。

それと、令和3年度の新体制によって、ワンストップサービスの窓口化というのちょっと視野に入

れた形で、課の移動もちょっと考えられますことから、そのための対応という形のレイアウトの変更も含まれております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 今伺いする中では、そんなにハード的にレイアウトを変更するようなものではなさそうに聞こえてしまったんですけども、補正額が773万6,000円という、まあまあな金額なんですけれども、本当にそんなにかかるのかなというふうに、今思ってしまったんですけど、どうでしょう。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 補正額が773万6,000円ということで上げさせていただきましたが、実際工事につきましては、入札等がありますので、細かい数字は言えませんが、このうち先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、消防設備の改修は約400万円弱かかるようになっています。あと倉庫関連の工事費としては120万円ぐらい、それ以外があとレイアウト変更に伴います、ちょっと間仕切り等の改修がありますので、そちらの間仕切りの改修と、あと席の配置換えによりまして、LAN配線等もちょっといじらせていただきますので、そちらの改修、もろもろ含めて今回の補正予算額となっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 多くが消防設備の改修に充てられるということなんですけれども、倉庫としての改修が120万円と、先ほど保育園に出物があるっていうふうにおっしゃられていた、倉庫としても活用が用途としては大丈夫だよというふうな御答弁があったと思うんですけども、もう一度、本当に全体最適についてお考えいただいて、再考いただければなというふうに思います。

ただ、消防設備の改修については、やはり消防法に基づいて運営をしていただきたいというふうに思いますので、その部分には十分理解をしました。

以上で質問を終わりますけれども。

○議長（加藤弘己） しばらくお待ちください。

保留となっていました質問について回答できますか。健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 先ほどちょっと答弁の中で保留になっていました旧浴室の床面積でございますが、全体で132平米でございます。それとあと救護用資材のほうの必要面積でございますが、こちらのほうにつきましては、これだけの面積を確保しなさいという、特に基準はございませんので、回答のほうはできませんが、今実際3階の機械倉庫に置いてあるものにつきましては、おぼとにつきましては、一応救護の本部になりますので、それぞれ市内には3か所救護所を設ける予定でございます。こちらのほうにはそれぞれ倉庫があるんですが、こちらのほうに入り切れない大きなテントとかそういったものが、今3階の倉庫のほうに置いてある状態でございます。

議員も見ていただいたと思いますけれど、あれを有事に1階まで下ろして救護所まで持っていくというのはかなり大変なものですから、できれば1階のところでそれを一括管理させていただきたいということ、あと今回の件で分かったんですけど、コロナ関係で感染症対策のマスクとか、そういった備品が一応備蓄されているわけなんですけど、それにつきましても、なかなか入れる倉庫がないということで、おぼと中の空いている倉庫にかなり散在して置いてありまして、それが一応台帳上は載っていたんですけど、ちょっと居場所が分からなかったと、そういった分もありますので、できればそういったものも1階の倉庫に置いて、一括管理させていただきたいということもございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 132平米ということで、普通のマンションのワンフロア、キッチンもトイレもついて十分住める広さぐらいのところを倉庫にされるということで、非常にもったいないなというふうなことを改めて感じましたので、市長、よろしく願いしますね。お願いします。終わります。

○議長（加藤弘己） よろしいですか。以上で9番楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案第97号で歳出です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の設備、設置などを行う医療機関等に対する補助金340万円の積算内容をお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

浜名医師会のうち、市内の23医療機関に補助金の上限10万円の支出を見込みまして230万円、市内薬剤師会22事業所に上限5万円の支出を見込みまして110万円の合計340万円が積算根拠でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。

浜名医師会23医療機関というのは、これで加入している医療機関全てということですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

病院及び診療数の数につきましては、医師会のほうで実施していただいた発熱患者の対応についてのアンケート、そっちのほうを参考にさせていただきました。これに併せて薬局数を見込み22事業所、病院及び診療所数につきましては23事業所ということで積算させていただきました。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。インフルエンザも含む発熱患者への対応をしますよと、アンケート調査をして感染防止対策を講じますといった数という理解でよろしいですかね。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） そのとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。

先行で中小企業、一般の企業さんとか商店とか向けにも感染拡大防止サポート補助金っていうものを5月ぐらいからスタートしていたと思うんですけど、そこで頂いていた診療所や薬局も、再度新たな設備をしたらもらえるのか。先にやったからもうもらえ

るというわけではないような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） サポート補助金のほうを頂いている事業所等におきましても、再度、設備のほう等を設置した場合には、こちらのほうの対象になります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。

あと浜名医師会にというアンケートということで、市内には浜名医師会に所属しない医療機関もありますが、そこら辺の対象からは外れるということでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

今回の補助金につきましては、医師会のほうに所属していなくても対象とさせていただきます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。

では、通告書の2番のほうでいいですかね。新型コロナウイルス感染症の検査を行う医療機関に対する交付金、応援給付金250万円の積算内容を教えてください。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

現在、地域外来・検査センターでの検体採取に協力いただいている市内医療機関のうち、医師1名のみ参加いただいている7医療機関に給付金額10万円を乗じて70万円、医師と看護師の両方に参加していただいている5医療機関に給付金額20万円を乗じた100万円、あと自院で新型コロナウイルスの検査が可能と思われる医療機関を4医療機関と見込みまして20万円を乗じた80万円の合計250万円になります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。

今、自院でPCR検査を実際行おうとしているところが行っているところも含めて、地域外来の浜名医師会でやっているもの以外で、自院で既に行っ

ているというものが4つという理解でいいですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 議員おっしゃいますように、既に行っているところも含めて、見込みという形になります、実際にこの後、そういった検査が可能な診療所が出てきましたら、その辺につきましては、また財政当局と相談の上、対応のほうは考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。

なるべく多くの医療機関が自院でもやっていたけると、発熱者が多くなった場合には助かるので、また追加をしていただければ、また補正が組まれるかと思いますが、よいかと思います。

これもまた浜名医師会に所属している医療機関というか、今既に医師会に所属していない医療機関も市内にあるわけですが、その対象にはなっているんですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） こちらの助成金につきましても、一応市内の医療機関であれば医師会に加入問わず一応対象となります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。

本当に発熱外来の充実と、またそれに対しての応援というのは、皆さんの総意だと思いますので、よろしく執行していただければと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて、17番 神谷里枝さんの発言を許します。

17番 神谷里枝さん。

[17番 神谷里枝登壇]

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。同じく議案第97号 一般会計補正予算について、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、4款1項1目で、先ほど来同僚議員等がお伺いしておおむね分かりました。その中で最終的に、状況は分かったんですけれども、総務部長のほうの答弁で来年度の組織編成等を考慮して、検

討していくという答弁がございましたので、この補正予算が通過したとしましても、執行に当たっては慎重にさせていただきたいということを申し上げまして、この4款1項1目の質問は終わりたいと思いません。

では、次に、4款1項2目、これもただいま同僚議員が質問いたしまして、状況は理解いたしました。その中で、感染症対策の関係は、今現在支援金を頂いているところも頂けるということでしたけれども、例えば感染予防対策、第1期、第2期やっけていて、今もう2期目の受付をやっている支援事業があると思うんですけれども、それと並行して、こちらの感染対策の補助金も執行していくという考え方でよろしいでしょうか。たしか第1弾、第2弾とあるものですから。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

〔産業部長 山本信治登壇〕

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

現在進めておりますサポート補助金の関係と、今回上程されている内容につきまして、部材のもの扱い方が若干、例えば少量のマスクですとか消毒液ですとかって、そういう類いのものが出てきます。実際に使うもの、もっと衛生的な本当に感染拡大のための病院として必要なものというものが別にあったとした場合に、それが重複をしていなければ、サポートのほうにも活用していただければそれでいいんじゃないかと、そういう考え方でいますので、御利用いただければと思っております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

そういった中で、もう一点、応援給付金の関係ですけれども、ドクターが1人の場合は10万円、ドクターと看護師と20万円云々ということは分かりました。

この対象期間というのは、お尻のほうは今年度いっぱいだと思うんですけれども、いつからをスタートにこの応援給付金は執行されるんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

応援給付金のほうは遡りになりますが、11月1日から対象としたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

応援給付金という名称なんですけれども、第2回の臨時議会において地域外来・検査センターにおける診療報酬とか運営委託はいいんですけれども、報酬金670万4,000円とか保険料等338万7,000円等計上されていた経緯があるんですけれども、それとはまた違って、この11月1日から3月31日がいいと思うんですけれども、その間にこの外来センターに協力していただいたドクター並びに看護師さん等にお支払いする、別物という考え方なんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

地域外来・検査センターのほうにお手伝いしていただいています先生方につきましては、委託料の中から報酬という形でお支払いのほうをさせていただいています。今回の応援給付金のほうは、そちらのほうとはまた別に先生方の御苦労もあるという形で給付のほうをさせていただきたいということになります。

それと、すみません、先ほど給付金の時期でございますが、すみません、11月1日ということを申し上げましたが、地域外来・検査センター自体がもう8月から実施しておりますので、そちらの先生方も一応対象にするという形になりますので、一応8月からという形に訂正させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

報酬金で払うのは払うで、もう予算計上されてはいますが、大変な御苦労があるので、改めて応援給付金という形で支払いたいですよと、あくまでもこれは特定財源から出ていくものですから、そういった形で使われていくということはよろしいんですけども、特にそういう応援給付金を出していきたいという意図は分かりました。

じゃ、あと自院で検査を行える見込みのところ  
4か所っていうことですが、こちらのほうは  
今現在の湖西市のどこでこういったコロナ対策云々  
ということは一切公表しないという形ですが、  
こちらの4医療機関についても、そういった形にな  
っていくのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

基本的には申請をしていただいている形になり  
ますが、自院で新型コロナウイルスの検査をやるよ  
うなことであれば、20万円の対象になります。以  
上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 医療機関のほうから検査をや  
りますよと言えば20万円出しますよということす  
けれども、出すに当たっては、特定財源から皆さん  
の寄附の中から出ていくということも鑑みて、ここ  
の医療機関はPCR検査を取り扱っていますよとい  
うような公表までをお考えでしょうか。そこは考え  
ていない、あくまでも医療機関任せということでし  
ょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

現在のところ、公表のほうは考えておりません。  
以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） いずれにしても、コロナ  
関係はいろいろ公表せずにやっていきたいという、  
そういうことかなと判断いたします。

同じところの3番目の質問です。風疹予防接種の  
接種率をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

風疹予防接種の対象者は全体で7,616人おり、そ  
のうち抗体検査を受けた人が1,802人あります。  
そして、その中で抗体を保有していない人が501人  
いらっしゃいまして、そのうちの424人につしまし  
ては予防接種をいたしました。その接種率につしま  
しては84.6%となっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。84.6%の方が  
接種をしてくださったということであれば、おおむ  
ね想定していた数字にほぼ近づいていたということ  
だと解釈いたしまして、次の質問に移ります。

4款5項1目です。繰出金の算定根拠をお伺い  
いたします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済的影響  
を踏まえ、実施いたしました水道基本料金の免除総  
額約8,600万円の2分の1の額である4,300万円を繰  
出金として計上させていただきました。以上でござ  
います。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 2分の1が繰り出されたとい  
うことは、もう分かっていることなんですね。何で  
2分の1繰り出したのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

水道の基本料金の減免につきましては、市民や事  
業者に対して市が行う新型コロナウイルス感染症に  
伴う支援策の1つとして実施させていただいたもの  
でございます。

市が行う支援策が市民生活や事業者へと経済的負  
担の軽減を行うことを目的としていたことから、  
免除額を市の一般会計から繰り入れていただくこと  
は道理であるというふうにご考えてございます。満額  
一般会計からの補填をしていただく考え方もあろう  
かと考えております。

しかし、水道の利用者全てに対する水道基本料金  
の免除でございますので、水道事業といたしまし  
ても、水道利用者を支援する意味もあることから、免  
除額を一般会計と協議をさせていただきまして、企  
業会計と折半するという決まったことござ  
います。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今回こういった状況というの  
は過去になかったと思いますが、今回、こうして2  
分の1繰り出していきましょと、そうしますと、  
今後こういったことが市の行う支援策で企業会計か

ら支出した場合等には、2分の1は一般会計から繰り出しますよということが判例になっていくんでしょうか。その都度、考慮されるんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 私のほうからお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃられたように、こういう事例は初めてということで、先ほども環境部長が言いましたように、このコロナに関しましては、市全体でまず対応していかなければいけないという考えがありまして、どの会計が見ればいいのか、これが介護会計であろうか、病院会計であろうか、そういうものもひっくるめて市全体でやるんだよという中で、今回、水道事業のほうにお願いしたわけがございます。

そういう意味で、2分の1が正解、また間違いという数字のものではございません。あくまで市全体として出せるところが、変な言い方ですけど、頑張ってお出そうという形で、今回2分の1とさせていただきます。

今後、将来的に何があるか分かりません。今言われましたように、この2分の1が一例として残るかも分かりませんが、その時々状況に応じては、その分担率が変わる可能性もあるかもしれませんという答弁で終わらせていただきたいと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。

市全体の支援策として捉えたことというのも分かりますけれども、逆にステイホーム等から考えると、利用者サイドにすると支払うお金、企業会計からすると収入も増えていくのかなという気もしますので、質問させていただきました。

では、次の質問に移ります。10款1項3目につきましては、先輩議員の答弁で承知をいたしましたので取り下げます。

では、10款2項1目です。階段昇降車購入につきまして、当然だとは思いますが、事故防止等の対応マニュアル作成や児童への周知等について、

現在御答弁いただける内容がございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

階段昇降車は児童が車椅子に乗ったままで階段を昇降できるキャタピラー型の車で、利用するに当たっては安全な操作方法等についてメーカーの取扱い説明書を活用いたします。実際に昇降車を操作するのは学校教諭と支援員でございますが、メーカーから操作方法を教えていただき、適正な操作方法を習得することになっております。

児童への周知につきましては、全校児童へ階段昇降車をなぜ使用する必要があるのか、気をつけることは何かを、実物を見せて説明をする予定でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

取り扱うのは、もうとにかく教師と支援員ということで再確認ができましたので了解いたします。

次の質問に移ります。議案書24ページ、正式には28ページになりますけれども、債務負担行為についてお伺いしたいと思います。

債務負担行為における老人福祉センター指定管理業務の内訳についてお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

指定管理業務の内訳といたしましては、施設・機器管理に伴う委託料や修繕料、光熱水費、窓口申請等の管理を行う人件費でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

ちょっとメモをしておおせなかった部分があるんですけども、機器管理に関するもの、それから光熱水費、それから窓口申請に係る人件費が計上されているというふうにおおむね理解をいたします。

そういった中で、さきの議案の答弁の中で、おおむね社会福祉協議会の拠点が向こうに移動することにおいては、こういった管理業務の老人福祉センターの開館時間と今までの社会福祉協議会の開

館時間の差も当然出てくると思うんですけども、そういった辺も、もうこういった協定書を交わしていく中では調整されているのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 開館時間等につきましては、今までと変わらないという形で進めていきたいと思っております。

実際その辺の細かいところまでは、社会福祉協議会のほうはまだこれからちょっと話を進めたいと思っています。基本的には開館時間、開館日につきましては変わらないということと思っています。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 変わらないというのは、現在の社会福祉協議会、こちらにいる、おぼとにいるときの社会福祉協議会さんのそういった開館時間なのか、新たに向こうへ移動してからの、老人福祉センターの時間が違ったりしていますよね。現在の社会福祉協議会さんは8時から15時まで受付申請等、対応しますよと。老人福祉センターのほうは9時から4時半ぐらいまでになっていると思うんですけども、例えばそこでもうちょっと違ってきたりするので、管理業務の内容がどのように精査されているのかなと思ってお聞きしているわけなんですけれども。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） すみません、説明が足らずに申し訳ありませんでした。

老人福祉センターの開館時間につきましては従来どおり、議員のおっしゃいました時間、曜日のほうで一応開館のほうは進めるという形で、今回の指定管理のほうは協定のほうを結んでいきたいと思っております。

今後につきましては、もし希望等があれば、開館の時間の延長ですとか、例えば土日の開館とかも視野に入れた中で検討のほうはしたいとは思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 協定書を交わすに当たっては本当に慎重に検討していただきたいと思います。

先ほど窓口申請の件費が含まれているということでしたけれども、そもそも社会福祉協議会さんの件費というのは、市から運営補助という形でしたかね、お金が出ているわけですけども、全くその人たちとは別に新たに窓口申請の受付の方をお迎えするのかどうか分かりませんが、それは従来社会福祉協議会へ出している補助金とは違うものですよと、そういう解釈ですね。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） そのとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

同じところにて、新たな人を雇うんですか、これ。社会福祉協議会があそこに、今、老人クラブ連合会の方が1人、たしか事務局があるというようなふうに思っているんですけども、そういった方たちとは別に、新たに人を採用していくということなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 指定管理の委託の積算状況につきましては、人件費1人分のほうを見っておりますので、そちらのほうを新たに雇用していただいて、受付をしてもらうという形になろうかと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

債務負担行為、5年間で2,995万5,000円ですかね。限度額として設定されているわけですけども、例えばこういったものは一度契約すれば、5年間で限度額ですけども、途中で見直したり、そういったことも検討はされるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

基本的には5年間のスパンで基本協定を結ばせていただきますので、一応委託料につきましても、その範囲内でやっていただくというふうになります。

途中、もし支障等が出ましたら、その都度協議のほうはさせていただきたいとは思っておりますので、今の時点で変更するかどうかというのは、ちょっと

分かりませんが、一応もし何かあればその都度協議をするという形で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

いずれにしましても、指定管理をお願いして、報告書を受け取ったりするわけで、午前中にもいろいろ先輩議員等も指摘されておりましたけれども、やはりしっかりと協定書に合った内容かどうかというのを、担当職員のほうも意識を持って受け取るなりなんなりチェックをしながら、よりよいお金の使われ方をしていただきたいなとも思いますので、お願い申し上げます。私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。暫時休憩いたします。再開を14時15分とさせていただきます。よろしく申し上げます。

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは13番 竹内祐子さんの発言を許可いたします。13番 竹内祐子さん。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 13番 竹内祐子です。一般会計補正予算、議案第97号について質問させていただきます。

4款1項1目につきましては、取下げをお願いします。

歳出、8款5項1目について質問をいたします。初めに、居住者には支障がなかったかどうかをお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長、登壇してお願いします。

〔都市整備部長 土屋守廣登壇〕

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

現在は、応急処置により漏水のほうは止まっております。入居者の生活に支障はございません。また、修繕を行う場合には、修繕当日はできる限り影響が少ないように作業を行います。半日程度の断水が想定されるため、入居者の方には事前に周知を行って、御理解と御協力をお願いするとともに、日中の影響の少ない時間帯に作業を行ってまいります。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） このことについて、発見はいつ頃だったのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 2番の御質問ということでよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） そうですね。

○都市整備部長（土屋守廣） 今年令和2月の高架水槽の清掃作業中に発見をいたしました。原因といたしましては、送水管取付け部の経年劣化による腐食部分から漏水したものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 2月に発見されましたけれども、今まで頑張ってというか、持ちこたえていたということですよね。そしていよいよ修繕するようになってしまったので、修繕の補正を取ったということで理解いたしました。

この修繕の内容ですけれども、どのような内容で行われるのですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

3番目の質問ということでお答えいたします。高架水槽の劣化が進んでいることから、高架水槽を取り替えることも検討いたしました。今後の維持管理のしやすさや費用などを考慮いたしまして、今回は高架水槽を撤去いたしまして加圧給水方式という形になりますけれども、水槽をなくすという形です。直接給水する方式に改修いたします。また、給水ポンプも経年過ぎておりますので古いということで、今回の給水方式に対応する給水ポンプに取替えを行うものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） この給水方式で行うメリットとしては、どのようなメリットがあるんですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 高架水槽がなくなることによって、高架水槽の維持管理というのがなくなるということが最大のメリットになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 分かりました。居住者には支障の少ないように早くやっていただきたいと思いません。

では次に行きます。10款1項3目の先ほどのキャンセル料のところですが、修学旅行のキャンセル料のところ、1つ確認をさせていただきたいんですけども、このキャンセル料110万円ですよね。これって小中学校の、もう1年前からそういうふうには計画を立てているものですから、結局、この令和2年度の小中学校の修学旅行の対象に係る全生徒のキャンセル料が110万円で済んだということによろしいんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

キャンセル料というのは、先ほど来申し上げましたように、旅行の企画料ということなんですが、現在まで修学旅行、小学校で3校、それから中学校で5校、実施をしておりますが、行き先を変えたり日程を変えたりということで、その部分はその学校数の人数が今回計上したものということになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 分かりました。

今日も東小学校の6年生が修学旅行に出かけました。この件につきましては、了解いたしました。

それでは、同じところの10款1項5目の故障したのはいつだったのかを教えてください。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

故障しました新所幼稚園の遊戯室の空調機につきましては、平成15年に設置をしたもので、17年を経過しているものでございます。令和2年8月頃から

エアコンの効きが悪くなりまして、8月24日の保守点検の際に室外機のファンモーターが故障していることが判明をしたということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） この保守点検というのは、毎年、どこもやっておられたと思うんですけども、幼稚園でも同じように、この8月の時期にやられていたんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

例年、同時期に点検をしていたということがございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） それでは、3番目の修繕の内容をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

現在、設置をしております室内機6台、それから室外機1台の取替え修繕を実施をいたします。

既設の配管等については、取替えをせずに再利用をする予定でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 配管は再利用されるということですが、これは近い将来、経年劣化とか、また起こるんじゃないかと思うんですけど、この配管の耐用年数というのは、ある程度の見込みを伺ったんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） 配管につきましては、特に業者のほうから、ここの配管の部分を取り替える必要はないことを指摘を受けておりませんので、そのまま再利用ということで考えて、今回予算計上をしたものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 分かりました。

8月24日の保守点検で分かったということで、どうしても9月補正にはこれは間に合わなかったの、12月補正という形になってしまったと思うんですけども、子供たちに、これから寒くなるじゃないで

すか、それでいつ頃ぐらいまでに、これって完了する予定なんでしょうか。もし見込みが分かれば教えてください。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

一応、議決をいただきまして発注をするんですが、一応、工事の期間としては2か月程度を見込んでいます。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 分かりました。早急にやっていただきたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

続いて、11番 吉田建二君の発言を許します。吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。質疑をさせていただきます。

最初に、8款土木費の道路改良費において、新所原笠子線の道路改良事業においては、予算の組替えで対応するという点については理解いたします。この場合、予算を組み替えて減額した土地の購入費、これについては減額してなくなるわけですが、土地の購入そのものは今後どういう具合に対応していくのか、その点についてお伺いすることと、あわせて、工事の進捗状況への影響というのですか、そこら辺はないかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

〔都市整備部長 土屋守廣登壇〕

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

今回の補正予算は、新所原笠子線道路整備事業に関するものであります。今年度は、湖西市土地開発公社から事業用地の買戻しを予定しておりましたが、土地収用予定者から度重なる買取りの申出があったことから、それに対応するため本年度執行の事業内容を変更するものでございます。

変更の内容は、土地購入費から委託料及び補償費

への組替えを行い、交付金の有効活用及び事業の進捗を図ろうとするもので、本路線での予算総額の増減はございません。

なお、今年度予定しておりました事業用地の購入については、次年度以降を予定しております。また、今回の組替えにより工事進捗全体に影響が出るものではありません。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 工事用地の購入については次年度で対応ということで、影響は進捗に影響ないということで了解をいたしました。

次に、10款教育費の教育施設の新所幼稚園の空調の関係ですが、これはただいま同僚議員の質問、そして答弁で大方了解いたしますが、1点だけ確認させていただきます。

空調機の故障原因は何かと聞いたところ、これはモーターの故障でということですが、突発的にモーターが故障になったのか、通常点検等において若干そのような事前の状況を把握しとったけれども、いよいよ故障が発生してしまったのか、そこら辺の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

この空調機の故障につきましては、突発的にということで、経年劣化が原因だということで、そんな指摘を受けたということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 突発的にということであればやむを得ないかなと思うわけですが、例えばスイッチを入れてもうまく入るときとそうでないときがあるとかっていう、ある程度の前兆傾向とか、あるいは点検したときにどうもちょっと接触が十分とは言えないけれども、若干ちょっとあるかなとかっていう、そういう状況を把握しているということが事前にあったのかどうか、全くそういうことがなくして、ある日突然故障してしまったのか、そこら辺だけちょっと確認させてください。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

7月に幼稚園のほうで遊戯室を使用した際には、

空調は全く問題なく使用できておりますので、本当にこれは突発的なことが起こってしまったということになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 了解をいたしました。

それでは、最後の質問になります。人件費でございますが、説明書は50ページになりますけれども、時間外勤務手当の業務量の増加に伴って、270万円余の時間外勤務手当が増額になっております。そのうち160万円余は、4款の衛生費の塵芥処理費に計上されていますけれども、その他はどの業務なのかと思うところから、上位2つぐらいの業務が、こういうような事情で業務量が増加したんですよということでお尋ねしたいなと思います。

また、その増加した事業と、その内容についての説明をお願いしたいと、このように思います。お願いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

今言われましたように、270万円余の補正をさせていただきます。そのうちの上位2件ということで、議員がおっしゃられました塵芥処理費のほうに163万2,000円、2番目といたしまして介護保険の事業のほうで46万8,000円、これが1位、2位を占めているわけです。

その増額した理由といたしまして、まず163万2,000円の塵芥処理費につきましては、環境センターの再稼働を今予定しております。それに関連しまして地元への説明会、工事スケジュールとか内容等、これはコロナ禍ということもありまして、当初していた地元への説明回数を分散、人を減らして分散して回数を増やしてやったということで、予定より時間が増えてしまった。また、ごみ分別方法等を検討するためにごみ減量市民会議の開催もしておりますし、また今後も予定がされていると。それとあわせて、旧環境センターの解体工事、これも地元説明会を開催しております。いわゆるこれが昨年より増えた業務でありまして、また、当初予算より多く必要となってしまったというものであります。

次に、介護保険費につきましては、今年度、3年

ごとに策定が必要となるこさい高齢者プランの策定の業務、それと介護保険制度の大幅な改正に対応するために例規の見直し、あわせてシステム改修など、通常とはちょっと多くの業務が今年度入ってしまったため、当初より増加する予定で今回補正をさせていただきました。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 大変丁寧に説明いただきましてよく理解できました。塵芥処理場の再稼働に伴う業務が出てきたこと、しかも説明会とかいろいろなそういうものが回数でコロナ対策で多くなっているということ、そしてまた、介護保険のほうは3年後との業務だということと毎年ではない3年に1遍のそういう業務であるということ、よく理解できました。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で11番 吉田建二君の質疑を終わります。

お待たせいたしました、教育次長。

○教育次長（岡本 聡） 1つ、答弁でちょっと間違えがありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど竹内議員の御質問の中で、修学旅行のキャンセル料の関係で、何校の学校で何名分かということでお答えをさせていただいたんですが、そのときに、小学校が3校、中学校が5校というふうにお答えをしたんですが、実はこれは実施をした学校数でございます。キャンセル料に関わる学校数は、小学校が5校、中学校が3校ということで、この8校分の児童生徒数823人分を今回の補正予算で計上させていただいたということになります。ということで訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（加藤弘己） よろしいですか。

通告された質疑は以上でございます。ほかに質疑のある方はございませんか。神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。先輩議員が行いました4款2項1目の公有財産の購

入費に関してであります。その中で、数字をいっばい御答弁されておりましたけれども、いま一度、簡単に御答弁願いたいと思います。

笠子処分場の用地全体の中で、残る借地面積は何%ですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長、登壇してお願いします。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

笠子廃棄物処分場の全体の面積は、登記簿上で105筆、12万3,273.82平方メートルでございます。現在の借地の筆数が32筆、4万2,551平方メートル、割合にしますと、筆数が30.48%、面積で34.52%でございます。

これに今回補正予算で計上させていただきましたものを購入した後になりますと、借地が29筆、3万8,790平方メートル、割合にして、筆数が27.62%、面積で31.47%となります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 笠子処分場のあと残っている借地面積の割合は31.47%残っているということで確認できました。

先ほどの答弁の中で、買収に方針を切っているというような御答弁がございましたが、私たちは今まで、こちらが買いたいよというふうに話を持っていくと、どうしても単価が上がってしまうので、地主さん側がお売りしてもいいですよと言ったときに、交渉に移っていくというふうに聞き及んでいたんですけれども、その方針を転換したということなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

今までは、今議員おっしゃったとおり、地主さんの要望によって買取りのほうをさせていただいておりました。ただ、今現在でも、まだ返すという形がちょっとできない状態ですので、どちらかというところ、買取りの方針でかじを切り直したというところがございます。

それでもちまして、先ほど御答弁させていただいたとおり、今後、焼却炉の再稼働によりまして、一

般廃棄物の処分場が大変また必要になってきますので、その用地として利用していければというふうに現在考えているということでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今お借りしているところも埋め立てたりいろいろしているので、いずれにしても返すことができない、それから焼却場の再稼働によって焼却灰の埋め戻しといいますかね、処分場にも利用したいので、これからは市のほうから買収に向けて動いていきたいという、そういうふうな方向転換をしたということですが、これはいつどのような状況で、この方向転換が決心といいますか決められたんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えします。

今現在、まだ買ってほしいという方のところが買切れてないところでございますので、今後そういった形に変えていきたいということでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今、買ってほしいという人のところが買切れていないってことですが、そうしますと、今回こういった方針を転換していきますよということが、この議場で明らかになりますと、余計に買ってほしい、逆に買ってほしいと言っている人が、ちょっと取り下げる可能性もありますかね。単価も必然的に上がっていくという方向は懸念されないんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

単価につきましては、不動産鑑定士の鑑定をいただきますので、地主さんがオーケーしていただけないので単価を高くするというようなことは考えてございません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 不動産鑑定士の判断を頂いて、土地の購入に当たっていくということですので、了承はしますけれども、これもある意味では大きな1つの方向転換かなという気がするんですよ。今

まで市はこういう考えでいたけれども、こういうふうな方向転換をしたいという考え方であれば、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、前もって少し情報提供いただけるとありがたかったかなとも思ったりします。

ありがとうございました。終わります。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さんの質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） よろしいですか。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第97号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第97号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第14 議案第98号 令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、10番 佐原佳美さんの発言を許します。佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美です。

議案第98号の債務負担行為の国民健康保険特定健康診査業務令和2年度から3年度、714万3,000円の業務内訳を教えてください。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

今回の債務負担行為は、令和3年度に実施いたします特定健康診査の準備のために追加するものであります。

業務内訳につきましては、2つございまして、1つ目は受診券等作成業務であります。これは、特定健康診査における受診券やリーフレット等を作成し、封入封緘する業務で、経費は90万5,000円でございます。2つ目は、特定健診未受診者対策業務であります。これは、未受診者の受診履歴等のデータを分析し、効果的・効率的な勧奨通知を送付する業務で、経費は623万8,000円でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。

内容が書いてなかったものですからお聞きしたんです。金額が714万3,000円と大きいもんですから。その中の未受診者への勧奨というか、再度健診を受けてくださいよという業務に623万8,000円充ててくださるということで、これはありがたいことですが。これは何人分、単純に言えることかどうか分かりませんが、およそ何人への勧奨、もう一度通知をするという業務の人数分は分かりますでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

勧奨は年3回予定してございます。これは少し業者がもし決まったら、その後、打合せに入っていきますが、今の予定では、1回目を5,700人、2回目を4,800人、3回目を4,600人と想定してございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ということは、今年度は11月30日で終わったわけですがけれども、その人たちへの通知ということでなくて、これ、来年度、令和3年度に始まる特定健診の方たちへのそういう勧奨通知ということだと思いますが、今、ここで補正を上げる、新年度予算じゃなくてというのは、よく分からないんですけど。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

近年の受診率は49%前後ということで、停滞というか少し減っているというようなそんな状況でございます。

第3期特定健康診査等実施計画におきましては、令和5年度に受診の目標が60%ということで、少し届いておりません。令和元年度につきましても52%ということで、改良しているということがございまして、いつものような勧奨通知だけではこの受診率を上げることができないんじゃないかという判断をさせていただいたところでございます。

また、県のほうから補助金10分の10があるということで、これを有効に使うって受診率を上げていきたいという考えで、今回補正をさせていただくものでございます。ごめんなさい、補正ではなくて債務負担行為、これを契約の準備をしていくということがありますので、先ほど議員からもお話ありましたように、特定健診のほうの通知は4月、今までは5月の下旬頃から11月末までということで準備をして送ってあった、特定健診の受ける期間があったわけですが、医療機関のほうから、11月はインフルエンザ等の繁忙期になるために、少し早めてほしいということで、4月下旬頃から10月を特定健診のほうを予定してございます。その4月から始まるということで、その後の受診の状況を見て、業者のほうと打合せをして、受診の通知を送るということで考えております。

その準備を早めに進めて、契約を先にして準備を進めるということで、債務負担行為ということでさせていただきます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） すみません、債務負担行為の通告でしたので、申し訳ありません。

分かりました。要は、いつもは6月から、以前10月いっぱいだったのを、なかなか受診率を上げるためにちょっと私も決算でしたかの質疑のときに言って、1か月延ばしていただいたんですけど、やっぱりインフルエンザとか、また今は本当に発熱患者の、またインフルエンザのみならず新型のこともあ

るし、じゃ例年6月から11月というお知らせを、じゃ4月から10月に変えるために、じゃ、もう3月に受診券を発送したりすると、そういう意味でよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

発送は4月になるかと、新年度になると思います。契約をして、様式とかもどういうふうにするかとかということですね。それから勧奨の通知のほうも、これから業者が決まったら打合せをしていくんですが、どんなタイミングでやるかとか、今回、結構高額な金額になっているんですが、これは受託業者がAIを使って、今までの受診履歴ですとかレセプトの情報を分析して通知をいろいろ内容を変えて、こういう性格の方にはこういう通知をとというようなものを作って送るということを想定してございます。その打合せを年度内にして準備を進めたいということで、債務負担行為とさせていただきます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） すみません、私がちょっと不理解なためにいろんなことを言ったので、もう一度、健診の期間はいつからいつまでか、もう一度お願いいたします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） 健診の期間は4月下旬から10月末を予定してございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。ありがとうございます。

AIを使って、本当にその人の特性に応じた勧奨をしていただけるということで最先端の取組かなとうれしく思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第98号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第98号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第15 議案第99号 令和2年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第99号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第99号は原案のと

おり可決されました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第16 議案第100号 令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第100号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第100号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第17 議案第101号 令和2年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

初めに、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。議案第101号ですね、湖西市公共下水道事業会計補正予算でございますけれども、69万9,000円の時間外勤務費ですね、予算よりも超過する理由をお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

最初に、収益的支出の時間外勤務ですが、4月7日に国から発出された緊急事態宣言を受け、本市においても新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして、職員または親族に発熱等の風邪症状がある場合、特別休暇を取得し、出勤しないよう全庁的な対応をしてございました。

その状況下で、下水道課の職員1名が、4月13日から5月7日まで発熱が続いたことから、特別休暇を取得しております。そのため、その職員が担当する業務を、週休日・休日を除いた15日間、他の管理係職員がカバーすることで対応いたしました。この対応により、予定外の時間外勤務が発生いたしました。

また今後、下水道事業の経営戦略策定業務や、戸別訪問による未接続者への加入促進業務等の業務が、年度末に向けて本格化することから、時間外勤務の増加を見込みました。

次に、資本的支出の時間外勤務ですが、今年度予定していた9件の工事を随時発注していく中、入札による契約差金の発生により、予定していた工事のみでは、今年度分の国費の交付金の満額消化が困難となり、交付金を満額消化し事業の促進を図るため、予算の範囲内で新たな工事を追加いたしました。また、工程の調整により、交通規制を考慮し、分離発注した工事や、市民の住宅計画による下水道本管整備の要望に対応したことなどにより、工事件数が当初の予定から4件増の計13件になったこと、昨年度の工事において2件が繰越しとなったことから、積算業務や事務処理等、工事に関する業務量が当初の想定よりも増加し、時間外勤務が増加したものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 3条分と4条分で今御報告をいただいたんですけども、大体何時間くらい超過を、負荷が何時間分ぐらい増えたのか、3条については15日間もお休みになられた職員さんがいらっしゃるということで、かなりの時間だと思いますし、

4条についても、当初の工事よりもかなり1.5～1.6倍の負荷がかかっていると思うんですけども。時間にしてどれくらいなのでしょうかね。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 今回、補正させていただく金額ですが、収益的支出の不足額が85万4,000円で、時間数にいたしますと、458時間分となります。資本的支出におきましては、不足額で80万1,000円、時間にしますと、514時間分となります。

それから、先ほど説明させていただきました15日間の特別休暇の時間ですが、こちら、1日の勤務時間7時間45分に直しますと116時間15分分となります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 2つ目の質問まで答えていただいたものですから、2つ目のところは飛ばしますが、

4条のところ、かなり予算が言葉は悪いんですけども、余ったから事業を増やしたということなんですけれども、当然、それに対する職員さんに対する負荷時間が超過するわけなんですけれども、この超過する案件を意思決定された時期というのはいつ頃なのでしょうかね。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

私のところへ上がってきたのは、9月頃だったと記憶してございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 分かりました。

かなりの負荷がかかるということなんですけれども、それを部長のほうで承認、意思決定をされたということなんですね。分かりました。

それでは、3つ目の質問に。対象となる職員さんというのは、時間超過が発生したということなんですけれども、3条と4条、ちょっと分けて何人ずつなのでしょうかね。教えていただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

収益的支出に係る管理係の職員は、課長を含め6名体制ですので、時間外対象となる職員は課長を除

いた5名分となります。

また、資本的支出に係る工務系の職員は、課長代理を含め5名体制ですので、時間外対象となる職員は課長代理を除いた4名分となります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 専門職の方が多職職場だというふうに認識をするんですけども、年間の残業がちよっと気になるんですけども、360時間を超過する職員さんというのは何人ですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 申し訳ありません。私の覚えなんですけど、1名だったと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 対象の職員さんが9名、管理職以外の方のうち1名の方が360時間を超過するというので、あとの方はそれ以下の負荷で収まっているということですね。

1名の方が360時間超過するわけなんですけれども、こういった、4つ目の質問に、時間超過を防ぐため、昨年もしか時間外の補正があったと思うんですけども、慢性的に負荷が高いような職場かなというふうに推測するわけなんですけれども。時間超過を防ぐための方策を、何をどのように取られてきたのか伺いたいと思います。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

時間外勤務の削減といたしましては、今年度当初に、下水道課内での人員配置の見直しを行いました。令和元年度は、課長を含め管理係が7名、工務係が課長代理を含む4名の計11名でそれぞれの業務を担当しておりましたが、比較的長時間外勤務の多い工務係の負担軽減と業務量のバランスを考慮し、令和2年度におきましては、課長以下、管理係6名、工務係5名の体制といたしました。

また、それにより1名減となった管理係の1名に係る業務量の軽減を図るため、担当業務の見直しを行い、業務量の平準化を行いました。

その結果、工事件数の増加や、特別休暇の取得等不測の事態による対応等ございましたが、令和元年

度と比較いたしますと、時間外勤務は減少しております。

今回、時間外勤務手当の追加補正を提出させていただきましたが、今後も時間外勤務の縮減に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 昨年度でしたっけ、今年度でしたね、監査のほうで労務管理について御報告を頂いたところですけども、長時間勤務については全庁的に見直しが図られているというふうに認識をしておるところでございますので、ぜひぜひ、また今後も御尽力いただいて、時間の平準化、またもっと言えば業務の効率化に努めていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 申し訳ありません。1点訂正をさせていただきます。

先ほど時間外勤務360時間超えているものが1名という記憶だったということだったんですが、昨年度は2名超えておりました。申し訳ありませんでした。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 今年度もう既に超えている人はいらっしませんかという質問だったんですけども。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えします。

今年度はまだ超えておりません。1人も超えておりません。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 分かりました。終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて、13番 竹内祐子さんの発言を許します。竹内祐子さん。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 13番 竹内祐子です。

今の質問を聞いて、何か複雑な気持ちなんですけど、交付金がたくさんもらえたもんだから、それを

消化するために時間外勤務が増えてしまったと。いいことなんでしょうね、多分。工事が進んでいったというふうに捉えれば、多少の時間外勤務が増えていってもいいのかなっていう気持ちにはなりました。

全体、時間外勤務がそれぞれされているんですけども、この課長以下の方たち5人全部で9人ですよ、この9人の方々が平均して皆さん時間外勤務をされてやっていらっしゃるんでしょうか、業務をやっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 環境部長、登壇してお願いします。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

収益的支出に係る管理系の職員におきましては、先ほども申しました発熱により特別休暇を取りました職員の代わりの仕事をした者が、4月、5月、特出して時間外勤務が多くなっております。

それから、資本的支出に係ります工務系の職員につきましても、やはり1年を通して比較的全員が時間外勤務が多いというような形にはなっておりますので、それを補正するため、先ほども申しましたとおり、本年度は工務系の職員を1名増やしてという形でやらせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 時間外勤務手当を毎年毎年こうやって補正で増額しなければならないということがなかなか納得がいかないんですね。毎回聞いていると思うんですけども、今後の対応なんかはどういうふうに考えておられるのか伺ってよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

人事のほうには、特に技師の職員の増加等、毎年お願いしているところではございますが、なかなか市全体の中で考えて配置をしていただいておりますので、そこのところはなかなか難しく、実現していないというのが現実でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 今回の時間外手当の増額については理解できましたので、これで私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第101号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第101号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩を取りたいと思います。暫時休憩いたします。再開を15時30分とさせていただきます。

午後3時16分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次は、日程第18 議案第102号 令和2年度湖西市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。16番 中村博行君の発言を許します。16番 中村博行君。

〔16番 中村博行登壇〕

○16番（中村博行） 16番 中村博行です。質疑通

告で、1番2番出してありますが、1番のほうについては先輩議員の質問の中で内容は分かりましたので、了解しました。2番目のほうなんです、なぜ一般会計から補填してもらうのかというほうで、私が前回の先輩議員の話の中で聞いた市と水道で折半するということは分かったんですが、確認したいことがあるのでお願いします。

水道会計の令和元年度の決算で、利益余剰金が16億円弱と記憶していますが、それで間違いないですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長、登壇してお願いいたします。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

利益余剰金は15億9,120万8,251円でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 中村博行君。

○16番（中村博行） ありがとうございます。確かにその金額だと思います。

それで、この予算書を見ると、補正をした後でも、まだ収入と支出を比べると、1億円余剰金が出るような形に見えますが、その余剰金がそうすると17億円弱になるわけですね。その処分というのはどんなふうに、どんな計画を持っているですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

令和2年度への余剰金として繰越しと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 中村博行君。

○16番（中村博行） そうすると、そのまま送っちゃうと、今でも建設改良資金のほうに多分上がっているように思うんですが、そうすると、どんどん市の繰出しはなくて利益が上がっているという話なもので、水道会計としては、ほかの企業会計の下水道と病院と比べると、すごく利益が上がっているという形だものですから、その処分を次の配管の問題とか、それとか上がり過ぎておれば料金を下げるとかしていくようなことを考えていかなくはいけないと思うんですが、その辺のことは何か考えておられるですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

昨年度から水道事業の経営戦略検討会のほうを実施してございます。その中でアセットマネジメントの見直し等を行っております。

今後、給水人口、それから給水量の減少が見込まれておりまして、水道施設の更新についても、非常に大きな金額が必要になるということが想定されておりますので、その中では、今は利益が上がっているという形になりますが、近い将来、それがマイナスに転じるというようなことで、今想定されておりますので、それが少しでも遅くなるようにというようなことで、いろんな戦略等を考えておりますので、今は確かに積立てがある形なんです、それがなくならないような形で、いつまでということはやっと難しいんですが、比較的長くそれがあのような形でやっていきたいというふうに考えておりますので、今回のことにつきましても、性質上、本来でしたら一般会計から100%頂いてもいいような形のものであると考えておりますので、今回は折半で2分の1ずつということとさせていただいたということとでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 中村博行君。

○16番（中村博行） そうやって考えると、今回、こういうふうに日が当たったということは、水道会計は繰出金がなくて利益が出ているよと言いたくて、こういう形のふうに出したのではないですか。そういう考え方もあったじゃないですか。その辺はどうですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

そういうことはございませんで、全国でこのような形で水道料金の減免等をした事業者が477事業者でございます。その中で、約6割が一般会計の繰入れで補填をしているというような、そういった実態もございまして、今回、湖西市につきましては、2分の1ずつの折半でということと、先ほども申しましたとおり、性質上、総務部長のほうもお答えいただきましたが、市の施策としてやったことということと、2分の1ずつということとを考えさせて

いただいたものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 中村博行君。

○16番（中村博行） いろいろ審議会でやっているような内容もあるというのですから、早くその内容を具体化して、我々に示してもらいたいと思います。

以上をもちまして、終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で16番 中村博行君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第102号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第102号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第19 議案第103号 令和2年度湖西市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸です。議案番号が103号ですね、湖西市立病院事業会計の補正予算について、まず2点ほど通告をしてございます。

1点目ですけれども、収益的支出のほうから。マイナンバーカードを活用したオンライン資格の確認システムということなんですけれども、その概要と、そのシステムが稼働する時期はいつ頃かをまずお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（加藤弘己） 病院事務長。

〔病院事務長 田内紀善登壇〕

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

事前にマイナンバーカードを健康保険証として利用できるように申込み手続きをされた患者さんが、そのマイナンバーカードを健康保険証として医療機関などで利用できるよう、必要となりますシステムの改修を行うものでございます。

具体的に言いますと、顔認証付きのカードリーダーで本人確認をしまして、マイナンバーカードのICチップのデータを読み取りまして、資格情報を一元管理している機関がでございます。そこにオンラインで接続し、そこから医療機関などが最新の健康保険の資格情報を確認できるシステムを構築するものでございます。

稼働につきましては、令和3年4月1日からを予定しております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 湖西市オリジナルではなく、日本全国で進んでいるかと思うんですけれども、マイナンバーカードを健康保険証と共用するという点についてなんですけれども、湖西病院でもう既に電子カルテが稼働しているかと思うんですけれども、電子カルテと連携をしながら、健康保険証も連動していく、リンクをしていくというような考え方でよろしいんですか。

○議長（加藤弘己） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

電子カルテと直接リンクするのではなく、診療報酬の会計システムと連動させるような形になります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） そうしますと、単純に会計システムというのですか、保険証で共済組合であったり社会保険組合だったり、それごとに会計が請求さ

れていくというふうに考えておりますけれども。

じゃ今回のシステムについては、電子カルテとリンクをされるとか、そういうところまではないということでもよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） そのとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） マイナンバーカードの普及率もまだまだ、湖西市民だとまだ2割程度というふうに聞いていますし、これから普及が望まれるところですが、いかにせん業務の負担が軽減されていくシステムだと思いますので、進めていただきたい。

もう1点、2点目の質問に。2点目は、資金的支出、固定資産の購入ということなものですから、どのような機材を購入されるのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

具体的には、外来救急などで使います超音波診断装置、いわゆる通称エコーと言われるものです。それから生体情報モニター2台、よくベッドの横にある画面の呼吸数とか心拍数とか血圧なんかの観照する装置、それから発熱外来等で診察に必要ななりますHEPAフィルター付きのパーテーションを2台1組なんですけれども、それを2セット。それから病室等で使います簡易の陰圧装置を1台、それから正面玄関と、あと健診センターの入り口で使う予定のサーモグラフィ検温装置をそれぞれ1台ずつで2台になります。それから検体を採るときに検査員が飛沫とか検体が外に出ないように卓上型の安全キャビネット、検査用を1台、それから外来の診療室、あと検査の前等に空気清浄器を約20台、予備も含めますけれども20台購入する予定でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 汎用的なものが多いとは思いますが、これ目的外の使用も可能になるんですかね、どうですか。

○議長（加藤弘己） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

実際は、当然コロナだけで使うというのは非常にもったいないというか、だもんですから、当然コロナの関係でも使いますし、それ以外の関係でも使うと。ただ、うちのほうは、疑い患者を受け入れる可能性があるということだもんですから、疑いのある、結果的にそうでない人も診る形になりますので、そういった形で使用させていただくという形になりません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） いやらしいひもがついているかどうかということを確認させていただきたかっただけなんです、了解しました。

終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝、同じく議案第103号 病院事業会計補正予算についてお伺いたします。

今回の補正は、要するに湖西病院において、新型コロナウイルス感染症の疑い、あくまでも疑いのある患者を受け入れていって、言うなれば、今方々の病院でも院内クラスター等が発生していますので、インフルエンザかどうか分からないような患者さんを受け入れた場合の対策防止をしていく、まずそこをちょっと明確にしたいなと思ひまして、通告させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 病院事務長。

〔病院事務長 田内紀善登壇〕

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

議員のおっしゃるとおりでございます、このコロナ禍におきまして、救急患者も当院のほうでは診ていかなければなりません。そのための感染防止対策と医療体制を強化していくということでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 確認できました。ありがとうございます。

先ほどの答弁の中にも陰圧装置も備えていきますよということですので、いつ誰がどうなるか分からない状況の中で、こういった交付金補助金を活用して、湖西市内の医療体制を整えていただけるということは、大変ありがたいことだと思っております。よろしく願いいたします。

では、2点目の質問については、先ほどの答弁で承知をいたしましたので取り下げます。

3番目の質問に移ります。資本的収入と資本的支出の差額の対応についてお伺いします。

○議長（加藤弘己） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

当初予算で既に資本的支出で予算化してあります一部の医療機器が今回の交付金の対象となることから、今回、国県補助金の収入のみを補正予算に計上いたしました。交付金の対象となる医療機器の合計額が6,800万円ほどございまして、同じ金額が資本的収入と資本的支出の差額となっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） すみません、当初予算で計上してあったものの金額が6,800万円で、当初予算で資本的支出に使いたいというのが6,800万円計上してあって、その差額と今回の差額がちょうど確かに6,800万円ぐらいになるわけですが、それが利用できればそれに使っていきますよ、今回はまだそのめどが立っていないので、その支出のほうには上げていないという、そういうことでよろしいんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

現在、県のほうに補助交付金の申請をしております、一応当初予算で今言っております医療機器につきましては、企業債を借りて購入する予定なんですけれども、交付金を認められましたら、企業債のほうは借りずに、3月の補正で減額のほうをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

こちらのほうが本当に使えればいいですけども、使えなければ企業債を起さなければならぬ。できればこちらのほうで認めていただきたいという思いがあって、こういう会計処理になっているということで、はい、承知いたしました。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第103号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第103号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤弘己） 以上で本日の日程は終了いたしました。

それでは、これにて会議を閉じ、令和2年12月湖西市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後3時53分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 加 藤 弘 己

署名議員 高 柳 達 弥

署名議員 楠 浩 幸